

令和3年2月19日 開会

令和3年2月19日 閉会

令和3年2月（第1回）

宇部・山陽小野田消防組合議会定例会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

## 目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	5
議案第1号について	3 3
議案第2号から第4号までについて	3 9
議案第5号について	4 3
閉 会	4 4
署 名	4 5

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問(順位第1番から第3番まで)
  - 第1番 猶 克実議員
  - 第2番 吉永美子議員
  - 第3番 山下則芳議員
- 第4 議案第1号について(上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決)
  - 議案第1号 令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算
- 第5 議案第2号から第4号までについて(上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決)
  - 議案第2号 令和2年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第3回)
  - 議案第3号 宇部・山陽小野田消防組合後期実行計画の策定について
  - 議案第4号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第6 議案第5号について(上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決)
  - 議案第5号 地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項中一部改正の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番	岩村誠君	2番	奥良秀君
3番	水津治君	4番	猶克実君
5番	長谷川耕二君	6番	藤井岳志君
7番	山下則芳君	8番	吉永美子君
9番	志賀光法君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

管理者	篠崎圭二君	副管理者	藤田剛二君
監査委員	床本隆夫君	会計管理者	古谷栄識君
消防局消防長	石部隆君	消防局次長	内田貢君
消防局参事	橋本俊昭君	消防局参事	中村淳二君
消防局参事	末永和義君	消防局総務課長	弓立宏二君
消防局予防課長	榎原英樹君	消防局情報指令課長	西村隆文君
宇部西消防署長	小迫実君	山陽消防署長	竹内伸君

---

事務局職員出席者

消防局総務課副課長 藤井信輔君 消防局総務課主任 今田将嗣君

---

管理者発言

○志賀議長 皆さん、おはようございます。時間前ではありますが、全員おそろいですので始めさせていただきます。まず、開会に先立ち、篠崎管理者から挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

○篠崎管理者 皆様、おはようございます。篠崎圭二でございます。

ただいま、お許しをいただきましたので、宇部・山陽小野田消防組合議会の開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。本日ここに、令和3年2月第1回宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和2年11月に宇部市長に就任し、3か月余りが経過しましたが、時間を追うごとに責務の重大さを痛感しているところでございます。また、市長就任と同時に、宇部・山陽小野田消防組合管理者を務めさせていただくこととなり、ますます気の引き締まる思いでございます。

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生していますが、特に昨年は、令和2年7月豪雨や台風10号、年末年始の大雪などにより、各地で甚大な被害がもたらされました。また、新型コロナウイルスという未知のウイルスの感染拡大により、全世界が様々な困難と試練に直面し、社会経済全体に大きな影響を生じました。この新型コロナウイルス感染症は、今も治まる気配はなく感染拡大が継続しており、この1月には管内の医療機関でクラスターが発生するなど、予断を許さない状況がまだまだ続いております。

本年1月20日には、平成31年1月に発生した職員の自死事件について、亡くなられた職員に対する他の職員の行為、あるいは健全な職場環境の維持という点において、不適切な事実関係が存在していたことが、改めて確認され、関係職員を処分したところです。このたびの事件について正義感にあふれ、何事にも高い志と情熱を持った、また、これから活躍が期待されていた若い職員が帰らぬ人となられたことは誠に残念でなりません。管理者として断腸の思いであり、改めて衷心より御冥福をお祈りいたします。そして、その上で御遺志を重く受け止め職場環境改善に全力で取り組んでまいり所存でございます。

今後も、藤田副管理者のお力添えをいただきまして、職員一人一人が方向性を同じくし、互いに信頼関係で結ばれる風通しの良い職場づくりに、職員一丸となって取り組んでまいりますので組合議員の皆様方の御理解と御支援、そして温かい御指導を賜りますようお願いしまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

○志賀議長 以上で挨拶は終わりました。

○志賀議長 これより、令和3年2月（第1回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

## 諸般の報告

○志賀議長 この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○藤井書記長 事務局から報告いたします。本日の出席議員数は、9名でございます。

次に、本定例会の付議事件について申し上げます。本日付けをもちまして、管理者から令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算の外3件の議案の提出がありました。また、本日付けをもちまして、藤井岳志議員提出、1名の賛成議員による地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項中一部改正に係る議案の提出がありました。

次に、一般質問の通告は、猶克実議員、吉永美子議員、山下則芳議員から、通告書の提出がありました。

次に、監査委員の議会に対する報告について申し上げます。お手元に配布のとおり、令和3年1月25日付けを持ちまして、例月出納検査の結果に関する報告、同年2月10日付けを持ちまして、定期監査の結果に関する報告がありました。

以上で、報告を終わります。

○志賀議長 以上で、諸般の報告は終わりました。

---

## 消防長行政報告

○志賀議長 日程に先立ち、石部消防長から発言したい旨の申し出がありますので登壇、発言を許します。石部消防長。

○石部消防長 それでは、行政報告を行います。

まず、令和2年の当管内の災害発生状況について、119番通報の処理件数は14,908件で、令和元年と比較すると1,364件減少しています。火災件数は95件で令和元年と比較すると21件増加しています。構成市別では宇部市が66件、山陽小野田市が29件です。なお、95件のうち建物火災は49件です。火災による死者は2人で負傷者は10人となっています。救急件数は、9,146件で、令和元年と比較すると949件減少しています。構成市別では宇部市が6,560件、山陽小野田市が2,586件です。ドクターカーの出動件数は、137件でそのうち、医師・看護師と連携し救命活動を実施した事案は53件となっています。救助件数は79件で、54人を救助しており、交通事故の30件が最も多い出動となっています。幸いにも当管内では大きな災害は発生していませんが、昨年7月に発生した「令和2年7月豪雨」では緊急消防援助隊山口県大隊として熊本県へ出動し、7月6日から9日間、延べ48人が救助活動を行っております。

次に、令和2年の主な事務事業等について報告します。予防業務においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関連した飛沫防止シートの設置方法やアルコール消毒液の保管について、適正な使用及び火災予防対策を行うよう指導しました。重大違反対象物については、危険性を鑑み、緊急事態宣言中においても改善指導を継続して行い、今年度2件の是正を完了しました。なお、本制度を開始した平成30年度からの累計公表対象物は8件で、そのうち7件の違反を是正しております。次に、警防・救急業務については、3密の回避という観点から救急技術練

成会及び救急救命スキルアップセミナーは開催中止となりましたが、局指導救命士の指導のもと新型コロナウイルス感染症患者に対応するシミュレーション訓練及び感染防護衣着脱訓練を実施しました。さらに、地域防災力の強化を目的に、両構成市消防団との合同訓練を実施し、大規模災害発生時にも即応できるよう、消防団と常備消防との連携の強化を図っています。次に、高性能消防指令センターにおいては、火災や救急事案の発生時に、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者の方々が、スマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報を行うことができるNet119緊急通報システムを導入しました。今後も、利用者促進のため登録説明会や住民広報等を行います。

現在も、新型コロナウイルス感染症は全国的に感染拡大しており、管内においても連日感染が報告されるなど、全く予断を許さない状況が継続しています。このような状況の中、細心の注意を払いながらの業務遂行となりますが、決して消防力を低下させることがないよう尽力するとともに、住民と防災・減災対策がとれる文化的風土を育み、住民、地域、消防がお互いに補完し合う体制を構築してまいります。以上で行政報告を終わります。

○志賀議長 以上で石部消防長の発言は終わりました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○志賀議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、奥良秀議員、水津治議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○志賀議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日19日の1日のみといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

---

#### 日程第3 一般質問

○志賀議長 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。まず、順位第1番、猶克実議員の質問席への移動、発言を許します。猶議員。

○猶議員 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思えます。質問は分割質問で行います。質問1 職員の自死とその対応についてお伺いします。第1点原因とその調査に時間がかかった理由。第2点外部調査委員会の報告書と事実確認実施委員会の報告書について。第3点に懲戒審査委員会の結論と、それを受けて、どんな対応、処理をされたかという結果をお伺いいたします。

○志賀議長 石部消防長。

○**石部消防長** それでは、猶克実議員の御質問にお答えいたします。質問1 職員の自死とその対応について、第1点原因とその調査に時間がかかった理由についてのお尋ねでございます。原因については、外部調査委員会の調査結果によると、当該職員は組織に対する不信感が積み重なる中で、火災出動により一定のストレスを感じた状態にあったにもかかわらず、損傷事故の報告書の早期作成や口頭報告を求められました。そして、口頭報告の場において叱責されたことを契機として、自宅アパートで一人で時間を過ごす内に持ち前の正義感から、組織の改善を期待し、抗議のために自死を決意したものと考えられるとされています。

次に調査に時間がかかった理由ですが、当該事件の経過概要を説明することでお答えします。平成31年1月23日に自死事件が発生し、平成31年2月28日に外部調査委員会を設置して令和元年8月5日に外部調査委員会から8月2日付け調査結果報告書を受領しました。令和元年10月2日に消防組合の内部調査を開始しましたが、令和元年12月10日に内部調査を中断。令和2年1月6日に外部調査委員会によって記者会見という形で調査結果の説明がありました。その後、事実関係の詳細に関する内部調査の方法、今後の職員処分の審査方法などについて、自死職員の御遺族と連絡を重ね、その希望を踏まえて調整した上で、令和2年7月2日に事実確認実施委員会と懲戒審査委員会を設置し、令和2年10月28日付けで答申書を受領しました。そして、懲戒審査委員会へ内容を確認した後、管理者、副管理者、消防長の私とで、この答申を踏まえ協議し、令和3年1月20日に対象職員に処分を通知して、御遺族、職員、組合議会へ説明を行いました。

次に第2点外部調査委員会の報告書と事実確認実施委員会の報告についてのお尋ねでございます。外部調査委員会は、自死について、その原因となる事実関係の調査を行うために、平成31年2月28日に設置されました。委員は本消防局と利害関係のない弁護士3人で構成され、独立して調査及び審議を行い、令和元年8月5日に報告書を受領しました。その内容については、委員による記者会見において説明されました。また、事実確認実施委員会は、自死にかかる事実確認及び職場環境改善を目的としたハラスメント等にかかる事実確認を行うために設置されたものです。委員はキャリアコンサルタント1人、臨床心理士1人、本消防組合職員1人で構成され、その報告書については、懲戒審査委員会に提出されているところです。

続きまして、第3点懲戒審査委員会の結論と結果についてのお尋ねでございます。懲戒審査委員会の結論は、当時の副署長を減給10分の1、3か月。元職員3人に対して、それぞれ減給10分の1、1か月から2か月の減給相当額について、自主返納を求めると答申されました。答申の内容を確認後、管理者、副管理者に報告するとともに、この答申を踏まえ三者で協議を行い、職員の処分及び元職員の取り扱いについて決定したものでございます。以上でございます。

○**猶議員** はい。ありがとうございます。今の答弁の内容は、これまで消防組合議会の方に全員協議会の中で報告された内容とほぼ同じですね。今までの報告の中で、これまでは内容についての質疑は控えてくださいという形できました。それに対して、今日、本会議の中で改めて質問をさせていただきます。この質問について、時系列及び経過概要に沿って再質問をさせていただきたいと思っております。まず、1番最初に原因とその調査に時間がかかった理由の件で、この



原因のところ、本人のストレスとかいろいろあって自死に至ったと先ほど説明がありましたけれども、このストレスとなった原因について、原因を調べるために外部調査また内部調査また事実確認実施委員会とかそういったもので2年間かかってこられました。先日、我々も報道から聞きますと令和3年1月20日に消防の中でパワハラがあったことを認められて謝罪をされたというふうに1番最初に結論を聞きますけど、それは事実でしょうか。

○石部消防長 お答えいたします。今、結論ということでハラスメントがあったか、なかったかということについては、ハラスメントがあったと認定をしております。以上でございます。

○猶議員 その前提で時系列に沿って質問をさせていただきます。まず、平成31年2月28日に外部調査委員会を設置されました。これは、事件、自死発生後の約1か月後です。その後に内部調査もされているのですけれども、1か月後に1番最初に外部調査から入ったと。これが1番最初に私は疑問に思ったのですけれども、これは終わったことですから。外部調査のメンバーが弁護士3名。この弁護士は宇部・山陽野田消防組合が雇われた弁護士ですか。

○石部消防長 お答えいたします。外部調査委員会3名につきましては、山口県弁護士会から御推薦をいただいた3名によりまして、契約は、あくまで宇部・山陽小野田消防組合ということになっております。以上でございます。

○猶議員 どこが推薦した弁護士ということは、あまり関係ないのですが、消防組合が雇った弁護士ということは、弁護士という職業は雇用主の利益のために働くことを第一とするわけですね。裁判でも何でも。その3名の弁護士が消防組合の管理側の立場を守るために一生懸命、仕事、調査をしたのではないかと疑われることになった原因の1つであると思います。弁護士費用というのはいくらですか。およそで結構です。

○内田次長 はい。ただいまの御質問にお答えいたします。山口県弁護士会から推薦を受けた3名に対しまして、30分5,000円という単位がございまして、総費用は約300万円お支払いをしております。以上です。

○猶議員 どこが推薦したかは関係ないと何回も言っているのですが、消防組合が300万円の報酬を払って仕事をしていただいた弁護士なのですね。自死をされた遺族の方も弁護士を立てられているというふうに報道では伺っております。そこで、我が宇部・山陽小野田消防組合が1番最初に弁護士を雇って原因を調査するために構えてかかったというか。言い方が遺族の方から見て私も第三者の立場で見るとそういうふうに受け取らざるを得ないのですね。将来の訴訟に対して慎重にという言葉は丁寧ですけど、もう弁護士を立てて、それを雇って消防側の立場に沿った仕事をしていただく弁護士が外部調査をされた。実は内容を全員協議会で令和元年8月5日に外部調査委員会の報告書を受けまして、我々も読ませていただきました。そこでメモを取るな。写真を取るなという形で、質問も受け付けないという形で見させていただいたのですが、私の記憶によりますと、その中にパワハラなどたくさんの驚く事実が書いてありました。その時点でこれは消防組合が雇った弁護士の3名の方々が消防組合の利益のために働かれたのではないかと疑われることがあっても、その報告書の内容はズバリ書いてありました。これは、しっかりと弁護士の方も仕事をされたと思ったのです。その内容を受けて驚かれたの

でしょう。私たちも驚きましたから。消防組合は内部調査を開始されています。令和元年8月5日から2か月後の令和元年10月2日に。本来なら内部で先に事前調査をして、外部の第三者に事実かどうか調査をするという順番が先ほどから言ったように普通なのですね。こういう手順が違うと、ますます、そこで外部調査委員会の報告書にパワハラがあったということが書いてありましたから。パワハラが原因であるとは断定をされていませんでしたけれども、それが原因の1つであることは間違いのないわけでありますということが外部調査委員会の報告書には書いてあります。その時点で謝罪をされても良かったと思うのです。ところが、そこで認めないためにかどうか知りませんが、内部調査を開始されています。それから、また、内部調査が令和元年12月10日に中断されています。この理由は何でしょうか。

○石部消防長 令和元年12月10日に内部調査を中断した理由についてのお尋ねと思います。これは、猶議員もおっしゃいました8月5日付けで外部調査委員会から調査結果報告書が出てまいりまして、その後、職員の処分は当時からある程度、今後どういうふうに進めていくかという中では、職員処分というものを当然、想定に入っていました。これについて、御遺族との説明の中で内部調査を追加。いわゆる範囲を少し広げて調査をする必要があるということで調査を開始したという経緯がございます。その上で令和元年10月2日というスタートからその後、令和元年12月に入りまして、御遺族側との調整に必要ということで一旦中断をしたという状況でございます。以上です。

○猶議員 今の説明だと処分のことが関わってくるから遺族の方に相談をしながらと。でも処分がどうかという処分内容を遺族と相談する必要は別にはないわけですけど、1番大事なのは、消防署の内部で死に至るまでのパワハラがあったかどうか。それを認めていただいたかどうか。遺書の中にもありましたことが御遺族の方が大変無念だったと思うのです。それを消防組合のほうで認めてるかどうかということにあったのではないかと、ここにあったと思うのですね。処分がどうのこうのという問題以前の問題で。でも、それは先日の令和3年1月20日に認められたということです。この内部調査を中断した後、約7か月かかって事実確認実施委員会を開催された。それに至るまで7か月も何があったのですか。

○石部消防長 お答えいたします。まず、先ほどお話の中にございました令和元年10月2日に内部調査を開始して12月10日に一旦中断をしました。その後、この中で中断のところで外部調査委員会の結果報告書。これをしっかりと外部に出して説明をする必要があるということで年が明けた1月6日と記憶しておりますけど、外部調査委員会の3人の弁護士によって外部調査委員会が出した調査結果報告書の説明を、まずさせていただくという。これが年を明けた令和2年1月6日。それから処分に向けてどういう調査をしてどういう形での結果を出していくのかということについて、御遺族と令和2年1月6日以降、同年6月まで半年ぐらいかけて、それについていろいろ御意見を伺いながら調査の方法といったものを協議させていただきました。その内容として、きちんと整った形から初めて調査を開始しましたので、令和2年7月2日に事実確認実施委員会と懲戒審査委員会を併せて設置をして残る職員処分に向けた調査。それから処分。そういった流れに動き始めたということで半年以上の時間がかかったと。

その間に非常にきめ細やかな協議をさせていただきましたので具体的ではないですけど、かなり小さなところまで御遺族と確認をしながら、その方法について議論をさせていただいたということでございます。以上です。

○**猶議員** 今のいろいろ御遺族の方と協議をしてという形がいろいろ言葉で出てきましたけれども時間もかかった理由としては、ちょっと十分納得できないですけども、なぜこんなに時間がかかっているのかということ。石部消防長はこの調査に当たって、この長きにわたってどういう立場で関わっておられて、解決に向けて指導されていたのか。両市長が管理者、副管理者でございますけれど、石部消防長は直属の現場の管理者として、どう関わっておられたのか。大変、甚だ疑問に思っていたものですから、なぜ、こんなにだらだらと説明もだらだら頑張っていますけど、実はこの事件解決もこの7か月間を埋めるには、ちょっと納得しがたいものがある。それで、この事実確認実施委員会と懲戒審査委員会の場所はどこで行われたのですか。事実確認実施委員会と懲戒審査委員会の場所は別々で違うかもしれないのですが、どこの場所で行われたのでしょうか。

○**石部消防長** 事実確認実施委員会及び懲戒審査委員会の準備委員会を令和2年7月2日に実施をいたしました。これは、この消防局の会議室でございます。以上です。

○**猶議員** 私たちも見せていただいた懲戒審査委員会の報告書の中に消防長の部屋で行われて、消防長が参加していることが本当に良いのか、どうかという疑問点があったと思います。消防長もその会議に参加されていましたか。

○**石部消防長** 今の猶議員さんの御質問の中で、これまでの懲戒審査委員会に消防長が出席をしたというような記述。これにつきましては、過去の平成28年、平成29年の時期に実際に行われた形を文書としてお示しをしたものでございます。今回の事実確認実施委員会、それから懲戒審査委員会につきましては、あくまで準備委員会という立ち上げについては、私も同席いたしました。しかしながら、それ以降の具体的な事実確認実施委員会と懲戒審査委員会、いずれも私は入っておりません。以上でございます。

○**猶議員** わかりました。消防長が出席というと威圧的な場になり、何も言わないというような会議になります。こんなことがあったらおかしいと思います。それでは、事実確認実施委員会のメンバーに消防組合の職員は入っていましたか。

○**石部消防長** 事実確認実施委員会は、3名の委員によって構成をされています。これについては、過去に案件に関わったことのない市の職員が1名入っております。また、懲戒審査委員会につきましても5名の委員で構成されていますけど、消防組合の職員が1名入っております。以上でございます。

○**志賀議長** 前段で市の職員といわれましたが、消防組合の職員ですか。どちらですか。

○**石部消防長** 申し訳ございません。消防組合の職員でございます。

○**猶議員** 懲戒審査委員会の方は、消防組合の職員が入っていたと。事実確認実施委員会の3名の方には消防署の職員は入ってなかったということですね。

○**石部消防長** 大変申し訳ございません。私の説明の仕方が悪くございまして。事実確認実施委

員会、懲戒審査委員会いずれも1名ほど消防組合の職員が入ってございます。以上です。

○**猶議員** わかりました。私が何を言おうとしているか、お分かりになったと思いますが、調査委員会の流れというか。敏感な部分と言いましょか。そういった部分に、やはり、消防組合の職員が入っているという。消防長がおられなかったということで、少しは安心をしたのですが、消防組合の職員が入っているということは、結果ありきで調査をしているのではないかと思われても仕方がないのですね。1番最初に外部調査に頼んで、そこに消防組合がお金を出した弁護士に調査をやってもらって、そのあと時間がかかって内部調査に切り替えて事実確認も消防組合の職員も1名入れてキャリアコンサルタントと臨床心理士の3名で事実確認実施委員会をして、キャリアコンサルタントと臨床心理士っていうのは、専門が自死だけを扱っているわけではありまして、客観的な仕事をやっていただく専門家だと思いますけれども、そこに関係者の消防組合の職員が入って調査したと。それから、懲戒審査委員会のほうにも消防組合の職員が入っていたと。これも変な方向に行っては困るからと見張り役でいたのではないかと思われても仕方がないのですけど、第三者の客観的な判断でいったら、御遺族の方もそうですけど、私たちも思うぐらいですから、それが客観的に本当に正しい調査だったのか疑問に思っていたわけです。これは、一応、御遺族にパワハラを認められて謝罪をされたということで結論は安心しているのですけれども、こういった経緯がずっと続いていたからですね、この2年間も御遺族の方も我々も質問すら受け付けないという。税金300万円を使って、弁護士を使っているということは、税金を使って雇った弁護士がどういった仕事でどういった内容でやっているかということ審査する。納税者に代わってチェックする立場ですから、それに対して完全に蓋をしながら2年間進められたということに大変、私は疑問を持っております。これは先日ですけど、今後、懲戒審査委員会の答申書の中身を公開すると、職員の方がこれから事実を話してくれなくなるかもしれない。もう1度こういうことが起こったときに調査が難しくなるという説明もありました。とんでもない説明です。こういうことが、またあることを想定して、職員がしゃべりやすい環境を作るからと、そうではなくて膿を全部出しきって、こういうことが2度と無いようにするという覚悟は、その説明からは伺えませんでした。内部で隠しながら、事が表沙汰にならなければ、何もなかったことになって、皆さんが退職された将来に自死事件に関わる事実が、それもパワハラに係る事故が起きたということが宇部・山陽小野田消防組合の中では何もなかったように消えてしまおうとしていたわけです。これは、自死をした本人が遺書の中でも1番心配をされていたことの1つです。それを、また皆さんはその後の調査でやろうとされていた。良いですか。そうではないという答弁はいただきませんが、そういうふうに思っていました。それで、処分について伺います。外部調査委員会の報告書の中に金銭トラブル、今回の処分は、パワハラだとか、いじめ、無視をする、そういったことが原因で自死に至った。そしてそれに関わった職員が処分されているのですけれども、その中に上司が犯罪行為ですよ。上司が部下にお金を借りたという事実が書いてあったのですが、それに対する処分というのは含まれていたのですか。あったのですか。

○**石部消防長** 今回の懲戒審査委員会の審議の中に入っていたことだろうと思います。過去に2

度ほど金銭貸借というようなことで、お金を貸したりということが起きてございます。これにつきましては、当然、今回の懲戒審査委員会の中の審議の対象として入ってございました。ただ、これにつきましては、過去にすでに処分がされております。量刑の軽重ということについては、議論があったと思いますけど、1度処分がされております。この懲戒審査委員会の中で一事不再理ということで、同じ内容について2度の処分ということについてはできないということで処分に至っていないという状況がございまして、また、公正な事実確認実施委員会から懲戒審査委員会ということにつきまして、事実確認実施委員会の3人の委員、懲戒審査委員会の5人の委員ということについて、消防組合の職員が入ったことについてございました。私の説明不足であったかと思えます。これにつきましては、あくまで消防組合の中の要綱等ございまして、この懲戒審査をするのは、あくまで消防組合の組織でございまして、その関係がございまして、まったくすべてを外部にということにはならないということについて、法的なことも含めて検討した上で事実確認実施委員会にも懲戒審査委員会にも宇部・山陽小野田消防組合の職員が1人ずつ入っていると。しかしながら、当然のことですが、意見は言わないと。言えない立場ということで参加をさせていただいたということでございまして、大変、説明が悪く、言葉が足りず申し訳ございませんでした。以上です。

○**猶議員** 職員が入って意見を言わないけどいるというのは、見張り役というのですね。そういうのはね。見張りというか、暴走しないようにとか。良い意味では、言われておりますけども公正に今回の場合は外部に頼んで、内部に頼むという順番が逆でしたから、こういった意味では規則があってやられたことなら規則を改めることも検討して、改めるというか修正が必要ならば、今後は修正をしていただきたいと思えます。それから、金銭についてのことは、過去に処分済みだから一事不再理と。その処分のあとに新たな金銭問題はなかったのですか。これは以前の金銭問題ですか。

○**石部消防長** 先ほど、お答えした中で金銭問題が2度ほどありましたということで御説明をさせていただきますけど、それ以降についてはございません。

○**猶議員** はい、わかりました。ただ、処分についてお金を返すか返さないかという問題もあるのですが、これは、ちょっと具体的なことは聞きませんが、全体の処分が我々から見ると。我々からというのが、民間の感覚で言うとかかなり甘いですね。減給10分の1とか。それからこれだけ時間がかかっておりますから実は、処分をされた職員、対象者はすでに退職されていると、それで自主返納を求めるといふ処分なのですね。これは、つまり時間がかかったことでもうすでに辞めてしまった職員に対する処分になってしまったからですね。おまけに処分が民間に比べると感覚的に甘いけれどもこれは実は懲戒基準があって、宇部・山陽小野田消防組合消防職員服務規程の中に懲戒内容が書いてある。それも、これは各市の処分に準じてということだと思いますけれども、懲戒免職または停職と今回の減給の間の処分がほとんど何もなくてほとんどが下の減給とか訓告とかにそういうところに入ってしまうのですけど懲戒免職、懲戒停職との間が開きすぎておりまして、この辺は両市とも、私は宇部市議会議員ですから処分について民間並みに見直す必要があると感じております。現在の規定に基づいた処分ということ

で、これは致し方がないと思いますけれども、少なくとも時間がかかって辞めていってしまった職員に追加で処分をするような事態というのは、もう笑っても笑えきれないことだと思います。それから、これ時系列でいくと言いましたから、懲戒審査委員会による審査、このメンバーは質問1の第3点なのですけれども懲戒審査委員会の結論は、外部調査委員会の事実確認実施委員会の内容そのもので懲戒審査委員会の審査は基準に基づいて行われたと。結果的に職務管理者が処分をされたのですが、まだ処分されていない人がいると私は感じているのです。自死に至る直接的な原因を作った人は確かに甘くても処分をされておりますけれども、この調査に2年もかかって、これも私からしたら迷走ですね。空白時間を7か月作ったり、これに対する処分、罰則かペナルティか、注意でも良いですけど。石部消防長、自分自身に対しては、これはどうだったと思いますか。私が長々と話した中でこういう解決の方法は当たり前ですか。

○石部消防長 今の御質問にお答えいたします。まず、長くかかったということについて、約2年かかったということで、最初の外部調査委員会からの報告書が平成31年1月23日に事件が発生しまして、令和元年8月5日受領しております。この間についても、しっかりとした調査を実施していただいた上での結果だというふうに考えております。また、その後につきましても、今、猶議員さんがおっしゃられました年末の令和元年12月10日に一旦中断した後ということで、これが令和2年7月2日の事実確認実施委員会までの期間がすごく押したというふうに見ておられるのだらうと思いますけど先ほど御説明をしたとおりに、事細かにどういう形で懲戒審査に持ち込むのか。そして、事実確認実施委員会で再度、いわゆる職員処分に向けてのやや裾野を広げて調査を実施して、その上での懲戒審査委員会へかける。そして職員処分に持って行こうということで、臨床心理士さんやキャリアコンサルタントさんを事実確認実施委員会に入らせていただくといったことについても様々、毎週のようにやり取りをしながらそして、その1つ1つを積み上げていったという結果でございます。決して、我々も急ぎたくてもその1つ1つを確認して積みあげていきましたので、決して時間が無駄に浪費をされたというふうには考えておりません。一生懸命、調整をした結果が、この2年間であったと考えておりますので御理解をいただければと思います。以上です。

○猶議員 私は決してそうは思っておりません。というのは、これまで御遺族の方の、これも我々が質問をする内容、今回初めてしているわけですけど、初めて、これまでは報道を通じて御遺族の意見を伺っていると、とても2年間ずっと納得されてなかったわけです。それから御遺族と対応をしながらと言われましたけれども、これは結果的にパワハラがあったという事実を認めていただいて初めて納得できるものであって、外部調査委員会を設置したということも自死発生から1か月たったあとですけど、この1か月間もですね。それから外部調査委員会の報告書をみてもパワハラがあったことは事実で、これは、犯罪調査とか、これは、警察ではありませんから、詳しい証拠を出してという段階以前の問題で、消防組合として御遺族の方に早く認めて謝罪をするべきだったのではないのですか。石部消防長は、就任されたのが自死発生の後でしたからその辺は、おられませんでしたが、先に消防長が変わって、2年かかってやっと謝罪をしていただいたということが事実なのです。そこは、やっている手順が甘かったと。それ

を認めていただけないと、のらりくらりと加害者のほうが、加害者と呼んで良いかわかりませんが、関係者が退職するまで何もできなかった。そんなばかげたことを。議会では質問は受け付けないと、さっき何度も言いましたけど、そんなことを2年間やってきたわけです。これを改めてこの報告書の中には、結構、良いことが書いてあります。内部の人の圧力がかったのではないかと疑われることをやっていたのですが、事実がずばり書いてあります。これを受けて最後に篠崎管理者に今後の気持ちを一言、今後に向けてどう改めるか一言発言をお願いしたいと思います。

○篠崎管理者 猶議員の御質問にお答えさせていただきます。私も就任後、令和3年1月20日に御遺族の方とお会いさせていただきました。そして1月23日御本人の御命日には、副管理者の藤田市長と一緒に御参りにもお伺いさせていただきました。その折りに触れまして、御遺族の方からはしっかりと職場環境改善、高い志をもった消防士の皆様がこの組合の消防業務、命を懸ける仕事でございます。そこに誠心誠意当たられるよう職場環境の改善に取り組んでほしいという思いを預けていただきました。今、猶議員から様々な御質問をいただきましたが、様々な疑義が生じるような事実があったことはあると思います。私自身も就任後すぐに今までの経緯等、資料をすべて読ませていただきまして、この令和3年1月20日に発表させていただいております。今日資料でもお配りしておりますが、令和3年1月21日には私と藤田副管理者名で訓令も発出させていただきました。職員の皆様から直接お声をいただけるようなホットラインも設置させていただき、また、それ以外にも職員の皆様からお声を聞かせていただいております。しっかりと職場環境、御遺志をしっかりと受け止めながら職場環境改善に取り組んでまいりたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。以上です。

○猶議員 はい。良く言われるのが2度と起きないようにという言葉なのですが、亡くなった人の気持ちを一瞬も忘れずに石に刻んで石部の石は石ですから、石にしっかりと刻んでこれから消防事業に邁進していただきたいと。住民の命を守ると同時に職員の命も守っていただきたいとお願いをいたしまして、この質問を終わります。質問2に行きます。宇部西消防署既設庁舎耐震診断、基本設計業務について、令和2年7月8日に執行された入札について業務の内容とその目的。その結果を受けて方針変更はあったのでしょうかお伺いいたします。

○篠崎管理者 質問2 宇部西消防署既設庁舎耐震診断、基本設計業務について、第1点令和2年7月8日執行された入札について、業務の内容と目的。第2点結果とそれを受けて今後の方針の変更はとのお尋ねでございます。これらは、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。宇部西消防署は、昭和56年6月以前の旧耐震基準で設計されているため、宇部市公共施設等総合管理計画に沿って長寿命化を図り、増築を含めた計画として業務の効率化、費用の削減を考慮し、耐震診断及び耐震補強の基本設計を併せた業務として、宇部市において発注したものです。耐震診断の結果、耐震性を有していましたので、この結果を踏まえ、経費、床面積、機能性、維持管理などを改めて建て替えの場合と比較検討しました。その結果、今後の方向性を建て替え更新とし宇部市において、施設ごとの具体的な対策方針を定める宇部市公共施設等個別施設計画について、2月18日からパブリックコメントにより広く市民に意見を

募集しているところです。消防組合としては、庁舎建設について、引き続き宇部市と調整して進めてまいります。以上です。

○**猶議員** はい、わかりました。方針としては、建て替えの方針であると。これを質問にあげた理由を先に1つ述べさせていただいて、昨年7月8日に入札をされまして耐震診断、それから基本設計業務とこの2つがセットだったので疑問に思ったのです。約400万円ですね。耐震診断を、私も専門ですから。耐震診断も昭和56年以前の建物は旧基準に沿って当然、耐震診断をやると、その結果はどうだったのですか。私知ってはいるのですが、お答えをしていただきたいと思います。

○**石部消防長** 耐震診断の結果ということでございます。耐震診断の結果につきましては、耐震性ありという結果でございます。以上です。

○**猶議員** そこでこれが建て替えに至ったことには、私は良かったなと思っているのですけれども、これも経緯は、ちょっと皆様は気が付いておられないと思うのですけれども耐震診断をやって400万円で設計業者が受注して、この後、基本設計業務がプラスされているわけです。この基本設計業務というのは、たぶん耐震診断を受けて耐震補強の基本設計だと思うのですね。それで耐震補強が必要ないとなると基本設計業務がいらなくなるのです。それで、セットで入札をされているので、これは、ここで質問することではないのですが、本庁のほうの契約課への話なのですが、このときの方針は耐震診断をしたら当然、昭和56年以前の建物だからアウトだろうということ推測して耐震補強の設計業務と一緒に加えてやっていた。ところが耐震診断がオケだった。それは、有り得るのですよ。建築基準法の構造基準というのは最低限の基準ですから鉄筋とかコンクリートをあり過ぎるほど入れたら、昭和56年以前の建物がオケになることはあるのですけれども、それに加えて重要度係数とか今、宇部市役所が建て替えていますけれども重要度係数の1.2をかけたり、1.5をかけたり、2をかけたいろいろやったり、通常の建物よりも公共施設、特に消防署が地震で真っ先に壊れるとかっこ悪いではなくて、機能できませんからね。そういった意味では、通常の耐震診断、これがどういった内容かわかりませんが、当然、厳しい診断がなされたと思うのです。しかしながら、これは、宇部・山陽小野田消防組合後期実行計画の8ページの中にあるのですけれども今回、宇部中央消防署東部出張所が令和2年度末までに耐震化計画を策定。これは時間がかかったからか、作ったのですね。耐震補強するのも耐震化ですけれども本来、こういう目的ではなくて昭和56年から40年近くも経っているというふうに。今の昨日では不十分だと私も計画を見た限り感じていますが、そういった理由で消防の防災設備は、耐震式でなくてはいけません。ぎりぎり持てば良いというものではない。だから、この計画に基づいて耐震診断をされたことが少し疑問だったから質問をしたのです。今日、改めて建て替えの方針だというふうにお聞きしましたので深くは聞きませんが、そういった意味で耐震診断、基本設計という形で、発注されていることが大変疑問に思われるやり方なので本来なら、すでにどんな建物だろうがリニューアルするのだという方針で行けば、もう設計ができていたのではないかと思うのです。加えて言いますと、ここで必要なくなった設計業務の代わりに渡り廊下の設計を頼ま



れたとお聞きしております。これも変な話で、消防署は、いったい何を希望されているのか大変疑問に思ったので質問をさせていただきました。1日も早く新しい宇部西消防署で立派な仕事をさせていただくようお願いいたしまして質問を終わります。

○志賀議長 以上で、猶議員の質問は終わりました。この際、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として換気をしたいと思います。5分間の休憩をいたしまして、11時10分から開会いたします。

—————午前11時05分休憩—————

—————午前11時10分再開—————

○志賀議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次に順位第2番、吉永美子議員の質問席への移動、発言を許します。吉永議員。

○吉永議員 皆様こんにちは。私は山陽小野田市議会公明党の吉永美子でございます。篠崎管理者に対して初めての質問を行わせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。今回は2点について質問いたします。まず、1点目は職員の自死についてでございます。当時、宇部中央消防署に勤務しておられた27歳の消防職員が自ら命を絶つという胸を締め付けられるような事件が起きたのが2年前の平成31年1月23日のことでありました。これまでも住民の命を守るために活動され、これからも活躍をしていただいたであろう若い職員の死はざんきにたえません。彼の2回目の命日を迎える直前の令和3年1月20日、自死に関係したとされる職員の懲戒処分が公表されたところです。これは、懲戒審査委員会の答申を踏まえて行われたものと理解しています。ここでは、答申書の内容を踏まえて、まず1つ目に遺書について4項目質問いたします。なお、篠崎管理者におかれましては、その貴重な御答弁を聞き逃さないため、できるだけゆっくりと答弁いただきますようお願いいたします。まず、アとして消防局内でハラスメント行為が横行し、これが原因で辞めた若い職員がいるとの指摘をどう捉えておられるのでしょうか。次にイとして上層部にこれを隠蔽する体質があるとの指摘をどう捉えておられるのでしょうか。次にウとして直近の事故に対する上司の言動に対して納得がいかないとの指摘をどう捉えておられるのでしょうか。最後にエとして自己の行動が無駄にならないことを願っていますとの遺書をどう捉えておられるのでしょうか。御答弁をお願いします。

○志賀議長 篠崎管理者。

○篠崎管理者 吉永議員、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、吉永議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、質問1 職員の自死について第1点遺書についてでございます。ア、消防局内でハラスメント行為が横行し、これが原因で辞めた若い職員がいるとの指摘をどのように捉えているのか。その御指摘を真摯に受け止めたいと考えております。就任前の状況について、消防局に確認したところ、途中退職の場合は、ハラスメントをはじめ、職場内でのトラブルが退職の理由かなど、対象者に確認をしているところではございますが、これまでにそのような申し出は無かったとの報告を受けています。しかしながら、懲戒審査委員会からも職場内でハラスメント行為が横行しているとの指摘を受けております。また、それらのこ

とも含め、先ほども申し上げましたが、現在、職員の皆様から私自身もヒアリングを行っているところでございます。今後のハラスメントの撲滅はもちろん、職場環境改善に職員一丸となりまして取り組んでいきたいと考えております。続きまして、イ、上層部にこれを隠蔽する体質があるとの指摘をどのように捉えているのでしょうかとお尋ねでございます。外部調査委員会の調査結果報告書及び懲戒審査委員会の答申書によると、これまでの非違行為について、職員全体への周知がされず、ハラスメントによる被害の深刻さや問題の重要性を軽視したことは、隠ぺいと思われてもやむを得ないと指摘されており、私も同様の考えです。また、このことに関しましても、現在、私自身ヒアリングを行っているところです。当然のことながら隠蔽はあってはならないものであり、また、同様なことのないよう、職員への周知の徹底などを行ってまいり所存であります。続きまして、ウ、直近の事故に対する上司の言動に対して納得がいかないとの指摘をどのように捉えているのかとお尋ねでございます。職員の処分について説明する際にも申し上げましたが、調査結果報告書及び答申書でも指摘されていますように、対象となる職員の一連の行為は非常に不適切であったと考えております。今後は、コミュニケーションの重要性を認識させ、職員間で意思の疎通を図ることのできる職場に改善していきます。エ、自己の行動が無駄にならないことを願っていますとの遺書をどう捉えているのか。とお尋ねでございます。外部調査委員会と懲戒審査委員会から指摘されたことを踏まえ、先ほども申し述べましたが、職場環境の改善に全力に取り組んでまいり所存でございます。亡くなられた松永拓也氏の遺志を重く受け止め、私も市長室にこの遺書を掲示しております。決してこのことを風化させることなく、当然ですが、忘れることなく職場環境の改善に正副管理者が先頭に立ってこれからハラスメントを発生させない組織に向かって全力を傾注する所存でございます。これからも御指導のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○吉永議員 御答弁ありがとうございました。市長室に遺書をきちんと掲げてあられるということをお聞きいたしまして、大変感銘いたしたところでございます。まず、その遺書の中で、今消防局内でハラスメントが横行して、これが原因で辞めた若い職員がいるという指摘を松永さんがされておられることに対しての市長の答弁として、やはり、その指摘は真摯に受け止めたということで途中退職された方には、そういった申し出はなかったということなのですが、それが本当に自分はこういう思いがあつてというところは申し出をすることができたのかなというふうに逆に思います。心の中にしまったままで、退職した人がもしかしたらいるかもしれないということを感じています。ただハラスメント行為自体が横行しているという、そういった委員会からの指摘があつたことは、やはり、消防局として重く受け止めていただきたいと思います。ここで1点お聞きしたいのは、ハラスメント防止等に関する要綱が現実ございますが、この要綱がこれまで本当に生かされてきたのかということをお聞きいたします。

○石部消防長 吉永議員さんの御質問にお答えいたします。平成27年頃に、全国の消防本部でハラスメントに厳しく対応するといったことがございました。その時に、確かに消防組合の方でハラスメント防止要綱を策定し、様々な受け皿と申しますか、きちんとしたルールを作り、そして何事があつたときに、例えば相談窓口を設ける。また、相談員を設置する。そういった

ことも実施をしてまいりました。じゃあ、これは、本当に有効に活用されていたのかという点について、確かに先ほどお話の中に出ていますお辞めになる方にハラスメントがあったのか。なかったのか。これは、確かにございません。それが、心の中をどこまでということについては計り知れませんが、我々の今の体制では不十分だというふうに考えて、今後さらなる改善をやっていきたいと考えています。以上でございます。

○吉永議員 ぜひ、篠崎管理者も強い思いを持っておられますので改善されていくことを期待いたしております。一応、退職の中で若い方が辞めていかれた点については、教えていただいていますので一応この場で報告をさせていただきたいと思えます。20代でいうと平成26年に21歳の方が辞めておられて、平成27年には、27歳、21歳の方が辞めておられます。そして、平成29年には22歳、19歳の方が、そして平成30年には38歳、27歳の方が、そして令和元年ということで30歳の方が辞められておられるということも教えていただいております、本当に今後、万が一でもハラスメントがあったことによって自分がこの職場におられないということが絶対にないようにしていただきたいという思いを強くお伝えさせていただきます。そして、イの上層部にこれを隠蔽する体質があるという指摘につきまして、篠崎管理者からヒアリングを行っているということで、これまでの体質自体がどうしても隠蔽ととられても仕方がない。そういう体質があったということは、はっきり言っていただきましたのでこの点は良いですけど、ただ、懲戒処分の基準の中に職員の報告義務というのがありますが、これがきちんとこれまでされてきたのかというところを1点お聞きします。

○石部消防長 ただいまの御質問にお答えいたします。報告義務につきましては、様々なことについて報告するように要綱等を書いてあります。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、これまでにそのような事実を今回、取り扱った内容以外で公表していないという点では報告義務はなかったというふうに今は申し上げられると思えます。

○吉永議員 わかりました。このところにつきましては、ちょっと私は分からないので逆に教えていただきたいのですが、その懲戒処分の基準の中で職員の報告義務というところで職員は非違行為を行った場合には、遅滞なくそのことを所属長を経て消防長へ報告しなければならないということで、金銭問題等があったときにも、そういった形がきちんとされたということでしょうか。

○石部消防長 今回の金銭問題等ということで、個別具体的にこれまで出ております案件につきましては当然、報告があってその後、具体的に動き始めた。結果としては、処分に至ったというようなことでございますので、その報告につきましてはあったというふうに考えます。以上です。

○吉永議員 はい、わかりました。それで、ウとしては、管理者から非常に不適切だったということで直近の事故に対する上司の言動について納得がいかないという松永さんの指摘ですね。相手側が非常に不適切であったということをおっしゃっていただきましたので、これで終わりたいと思えます。そして、エでございますが、やはり、私が思うところは篠崎管理者が言うておられます記者会見で松永さんの遺志をくみ職場改善に努めたいと述べておられます。ここは、まず

きちんとした公表がされることが私は大事だと思っております、こういった外部調査委員会の報告書などにつきまして、当然ながら個人情報には控えなければいけません、そういった今回の答申書などにつきましても公表をきちんとしていくべきだと思いますが、この点に関しましてはどのようなお考えを持っておられるのでしょうか。

○石部消防長 これまでの例えば外部調査委員会が実施しました調査結果報告書。今、これにつきましておっしゃられたとおり、一部個人情報につきましては、マスキングをした上で公表をさせていただいたと。今回の特に懲戒審査委員会に出しました答申書の黒塗りということについておっしゃっているのだらうというふうに思いますが、我々は答申書の内容についてということについて特に答申の趣旨というのは、先ほど答弁の中にもありましたけど、いわゆる処分の量刑といったことについては、記載をさせていただいて公表もさせていただいている。それ以外についてということで、いわゆる答申の理由というところにつきましては、御存じのように黒塗りであったと。これにつきまして、様々の個人情報等、また、これを公表することについての問題点、そういったものを法律的にも様々な角度から検討いたしまして、これは、公表すべきではないということで結果を持った上で公表にあたったということでございます。以上でございます。

○吉永議員 なぜ、私がこのように申し上げるかということ、公表、公表といわれますが、消防組合のホームページには載っていません。これは、ある意味一部公表です。以前、パワハラがありました上益城消防組合、ここはパワハラ問題にかかる第三者委員会ということで報告書の公表版ですが、きちんと令和2年3月16日ということでホームページに出てくるのですよ。それできちんとわかるように報告書が掲載されています。こういうところで、やはり、ある意味隠蔽体質と思われないためにもホームページでも公表するべきだと思いますが、お考えはいかがですか。

○石部消防長 今の御説明の中にございました上益城消防組合の件、これは、我々も見せていただいております。この内容と今回の宇部・山陽小野田消防組合のほうで起きました内容、それぞれには、やはり、特徴があるかと思えます。違いがあるかと思えます。その部分を含めて今回、懲戒審査委員会の方でこの理由については、様々出されておりますけど、我々の中で一応、公表すべきかどうかということ議論した上で法的にも確認をして公表すべきではないということで今回、黒塗り、マスキングという状態でお出しさせていただいたというのが実情でございます。以上です。

○吉永議員 いや、私が申し上げたいのは、公表をしていますと言われてるけど一部公表であってホームページで住民が見ることができないという形になっていますよねってことを申し上げているのです。だから、黒塗りがどうのということではなくて、公表版としてこちら別版があると思うのですよ。公表版とされているということは、公表できない部分があつてそれで公表できる部分として出されていると思うのですけど、ただ、しっかりと具体的に出されていて、パワハラのところは、もういわゆるあつたということは言われているわけですから、その部分では同じではないですか。パワハラがあつたということで、こちら認定されていると

いうところで、その公表の仕方について、大きく差がありますよねっていう、だから隠蔽体質と見られないためにも、もっときちんと公表するべきではないですかと私は申し上げているのですが、黒塗りとかということではありません。きちんとできることをしたらどうですかと申し上げている。公表できることは、公表すべきではございませんかと申し上げている。

○内田次長 ただいまのホームページへの掲載という御質問だろうと思います。本消防組合の懲戒処分等の要綱という規定がございまして、その中に公表の時期及び方法というところがございまして。懲戒処分をした場合は、速やかに公表する。それで、その公表の方法については、構成市の記者クラブに資料提供によって行うというふうに、現在ではその規定にしたがって運用をしていると御理解をいただけたらと思います。今後につきましても今、吉永議員さんの指摘がございましたので、検討をさせていただくということでもよろしくお願いいたします。

○吉永議員 上益城消防組合は懲戒審査委員会ではありません。第三者委員会です。宇部・山陽小野田消防組合も外部調査委員会があったのではないですか。だから、第三者委員会なので、もちろん外部による委員会ですよ。懲戒審査委員会は普段は基本的には内部ではないですか。普段ですよ。今回のことは、職員も入って外部のことでとなりましたけれども。だから、私が申し上げているのは、懲戒処分のことが載っているのではないのですよ。これは。どういう処分にしましたというのは載っていませんよ。停職6カ月ですけど、そのようなことは、一文字も載っていません。上益城消防組合が公表しているのは、そういうものではないのですよ。だから、そういうできることは、公表してくださいと申し上げているのです。記者クラブに提供したのではなくて住民の方がきちんと見られる、その事実を確認できるものを出してくださいと申し上げているのです。御答弁ございますか。

○篠崎管理者 ありがとうございます。今、御指摘いただいた点を含めまして、関係法令等を併せまして、報告できるものは報告できる方向で検討を進めてまいりたいと思っております。

○吉永議員 よろしくお聞きいたします。それでは次に行きます。次に第2点として懲戒審査委員会の指摘について2項目お聞きします。まず、アとしてハラスメントに関する認識の欠如または不足このことをどう捉えて今後どのように改善をしていかれるお考えかお聞きします。次にイとしてハラスメントの防止措置の不足このことをどう捉えて今後どのように改善をしていかれるお気持ちなのかお聞きいたします。

○石部消防長 それでは、吉永美子議員の第2点懲戒審査委員会の指摘について、ア、ハラスメントに関する認識の欠如または不足をどう捉えどのように改善していくのか。イ、ハラスメントの防止措置の不足をどう捉えどのように改善していくのかについてのお尋ねでございます。これらは、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。本消防局においては、平成27年に職員のハラスメント防止等に関する要綱を策定し、規定に基づいてハラスメント相談窓口を設置しました。また、平成29年に総務省消防庁通知である消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための消防長の宣言等による明確な表明に基づき、消防長のハラスメント防止宣言を行いました。今後これらを継続的に実施するとともに職員研修など効果的な対策を講じていきます。以上でございます。

○吉永議員 今後について本当にきちんとやっていただけるのが当然、ありがたいことなのですが、答申書の49ページにあります。本件、自死事件の発生を受けて消防局の全職員を対象に行われたアンケート調査の内容によると、消防局の職員全体に組織に対する不平不満がまん延している状態であり、管理職や上司がハラスメントに対する認識が甘く、ハラスメント行為を行った職員に対する処分や対応も甘いため、職場内の秩序の維持が十分に機能していないことが指摘をされていると、これはどうしても重く受け止めなければなりません。それで消防長としてもこのアンケート調査の結果を見ておられると思いますが、その感想をお聞かせください。

○石部消防長 今回のアンケート調査の内容を見て、私の考え方ということで、おっしゃるように全職員を対象にアンケートを取り、そのアンケートの一つ一つを読ませていただきました。これについては、非常に重く受け止めております。やはり、こういうことがあった、その結果が今回の松永君の件につながっているのではないかということ深く考え、今後、こういうことが2度と起こらないようにしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○吉永議員 そして、またハラスメントの防止措置の不足という部分ですが、これは、答申書の50ページの中に何らの具体的措置を取っていなかったと、このような御指摘があるわけですが、そのことについては、消防長はどのように思っておられますか。

○石部消防長 ハラスメント防止措置の不足という部分につきまして、やはり、事が起こった後のこの対応というところが特に再度の調査、そういったものをするによってきちんと確認すべきことをして、その確認をすると、そういったことがしっかりとされるようにそういう組織にできるよう今後取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○吉永議員 ということは、御指摘をそのまま具体的措置がこれまで取ってこられなかったということは、認識をしておられるということによろしいのですね。

○石部消防長 認識をさせていただきます。以上でございます。

○吉永議員 わかりました。やはり、管理者の下で、また、山陽小野田市には副管理者もおられます。この二人の御指導の下で本当にこういう御指摘が2度とないようにしていただきたいと申し上げましてこの点を終わりたいと思います。第3点、懲戒審査委員会の提言について、アとして、ハラスメント防止の方針の明確化及びその周知・啓発をどう捉えているのかお聞きいたします。次に、イとして、研修、講習等の実施をどう捉えているのかお聞きいたします。次にウとして、定期的なハラスメントに関するアンケートの実施をどう捉えているのか。お聞きします。次にエとして相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備をどう捉えているのか。最後にオとしてハラスメントの問題が生じた後の迅速かつ適切な対応をどう捉えているのかお聞きいたします。

○石部消防長 それでは続きまして第3点懲戒審査委員会の提言について、ア、ハラスメント防止の方針の明確化及びその周知・啓発をどう捉えているのか。イ、研修、講習等の実施をどう捉えているのか。ウ、定期的なハラスメントに関するアンケートの実施をどう捉えているのか。

エ、相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備をどう捉えているのか。オ、ハラスメントの問題が生じた後の迅速かつ適切な対応をどう捉えているのか。についてのお尋ねでございます。これら懲戒審査委員会の提言について、一括して答弁させていただきます。本消防組合では、職員のハラスメント防止等に関する要綱及びハラスメント対応指針を策定して方針を明確にした上で、これを職員周知しています。また、消防長によるハラスメント防止宣言を行うなど、職員の意識を高めているところです。今後、今まで以上に職員周知を徹底し、職場全体で取り組んでいきます。自死事件以降、メンタルヘルス研修やマネジメント研修を実施するとともに、ハラスメント対応指針に基づく、ハラスメント相談員を対象とした研修を実施しました。これまでは、勤務体制の関係で、対象者全員が研修を受講することができなかったため、令和3年度は、集合研修ではなく、全職員が職位別の内容で研修が受講できるよう、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けない、eラーニングでの研修を予定しています。職場内のハラスメントに関しては、定期的にアンケートを実施することによりハラスメントの現状と課題を確認し、その都度、適切に対応するとともに、ハラスメントの抑止につなげていきたいと考えています。次にハラスメント等の相談窓口について、平成29年に総務省消防庁にハラスメント等相談窓口が設置され、平成30年には山口県総務部消防保安課に山口県ハラスメント等相談窓口が開設されました。本消防局においては、平成27年にハラスメント相談員を配置し、平成28年からは、ストレスチェック制度を開始し、職員にアンケート調査を行って高ストレス者には、産業医と相談可能な体制を執っています。さらに、令和3年度からハラスメントに特化した弁護士による相談窓口を設置する予定としています。ハラスメントの問題が生じた後の対応について、本消防組合職員のハラスメント防止等に関する要綱の規定に基づいて、ハラスメント調査を行い、その事実が認められた場合は懲戒審査等必要な措置を講じることとしています。以上でございます。

○吉永議員 ぜひ、消防長が答えていただいたことがしっかりと具体的に前進をしますように願ってやみません。それでハラスメント防止宣言を行っていると言われましたが、これは、どういう形で行っておられるのですか。

○石部消防長 このハラスメント防止宣言ということにつきましては、先ほど少し御説明をさせていただきました。総務省消防庁から、やはりハラスメントが起こらない。そういう職場環境というものを作っていくために全国に呼びかけられ、それぞれの消防本部ごとに消防長としてハラスメントを撲滅するという文書の整理をし、消防組合内の各課署所に掲示をしてこの取組の方針、方向性を明確にしたということでございます。以上でございます。

○吉永議員 そうしますと、懲戒審査委員会の御指摘の中にありますように消防局内においては本件自死事件の発生前も消防長がハラスメント防止宣言を出したり、ハラスメント研修を実施したり、平成29年にハラスメントアンケートを実施するなどの対応を取っていたことは認められるが、それにもかかわらず、悪質なハラスメント行為が横行し、本件自死事件が発生してしまったという事実からは、これらの対応は不十分なものであったと言わざるを得ない。このように御指摘があったわけですか。残念ですが。ということは、今、ハラスメント防止宣言と言

われましたが、これを改めて、きちんと今一度、宣言を出していくっていう形をとっていかれて職員の中で絶対にハラスメントがあってはならない、してもならない、されてもならない、このことを今一度、強くハラスメント防止宣言を行っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○石部消防長 管理者及び副管理者から1月21日付けで取り組んでいくと宣言を出していただいております。これを全職員に徹底し、これから本当の意味できちんと伝わっていくよう進めていくのだということを改めて宣言をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○吉永議員 わかりました。それで、研修、講習等の実施というところで提言があるわけですが例えば、厚生労働省のホームページから入っていきますと明るい職場応援団、企業とかが相手という部分があるかもしれませんが、この中に動画で学ぶハラスメントというのがありましてこういったよくわかりやすいものを取り入れていただくことが大事ではないかと思えますし、また、人事院が出してありますパワーハラスメント防止ハンドブック、こういったわかりやすいもので研修を行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。提案をさせていただきます。

○石部消防長 吉永美子議員から非常に有効な、これから必要な内容ではないかと、我々もそれを真摯に受け止めまして、しっかりそういったものを活用して職場環境の改善に向けて動きたいと思えます。ありがとうございます。

○吉永議員 よろしくお願いたします。次に第4点苦情相談窓口及びメンタルヘルスに関する窓口の存在の周知徹底は行われているか。現状をお聞きいたします。

○石部消防長 第4点苦情相談窓口及びメンタルヘルスに関する窓口の存在の周知徹底は行われているか。についてのお尋ねでございます。相談窓口の設置については、先ほど説明したとおりです。その職員周知の方法については、所属長で構成される所属長会議で説明し、それを所属職員に周知する方法と、グループウェアといういわゆる消防組合内部のイントラネットを活用して周知する方法をとっています。

○吉永議員 ぜひ、こういった窓口が設置をされているというところを全職員がきちんと認識をし、これからも何かがあったら相談できるというそういった安心感を与えていただきたいという思いをもって、取り上げさせていただいております。よろしくお願いたします。第5点休職制度の啓発は行われているのか。休職制度の活用は必要であるとの観点からお聞きいたします。

○石部消防長 第5点休職制度の啓発は行われているのかについてのお尋ねでございます。職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、本消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定により、病気休暇を最大で90日取得することができます。また、地方公務員法第28条第1項第2号に規定する心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合は、本消防組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の規定により、病気休暇の90日を超えてから、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じて休職できるよう規定されています。この制度の職



員周知については、該当する傷病事案について、事前に対象者に説明しているところです。以上です。

○吉永議員 対象者に事前に説明をしているというところで、そういったことは、徹底をされているという認識を持ってよろしいですね。それで、これまでそういった事案が出たことはあったのでしょうか。

○石部消防長 これにつきましては、様々なケースがございますけど、実際がございます。以上でございます。

○吉永議員 やはり、休職をしたら良いという問題ではありませんが、やはり、辛いときには、そういった制度もあるということ、やはり、このたびの悲しい事件があったからこそ、なおさら思ったものですから申し上げさせていただいています。よろしくお願ひいたします。第6点懲戒処分の基準についてでございます。私は、このたび、懲戒処分を受けた職員の方を直接、存じ上げていませんし、個人的感情はまったくないことを申し上げた上で質問をさせていただきます。このたび、自死に関係したとされる元副署長を減給10分の1、3か月との懲戒処分がくだされました。これに対して、本年1月に公務災害と認定された熊本県の先ほど申し上げました上益城消防組合の場合、自死についてパワハラにより関与したとされた上司の懲戒処分6か月停職、そして分限処分として2階級降任と聞いています。それも内部の課長でつくる懲戒審査会で決定されたとのことでございます。本組合の場合、外部による懲戒審査委員会の答申を受けての懲戒処分であることは、理解しておりますが、懲戒処分の基準がそれぞれバラバラではないかと私は実感しております。そこで、あえてお聞きいたします。懲戒処分の基準はどのように策定されているのか。

○石部消防長 第6点懲戒処分の基準はどのように策定されているのかについてでございます。職員の懲戒処分につきましては、地方公務員法第29条第4項の規定に基づきまして、本消防組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例及び同条例施行規則、本消防組合職員の懲戒処分の基準及び同基準に関する内規に従いまして、その事務を進めています。このうち、懲戒処分の基準は、人事院が発出する懲戒処分の指針及び構成市の懲戒処分の基準に準じて策定しております。事由に対して標準的な処分の量定を定めています。これは、あくまで、標準的な量定であり、対象となる非違行為の内容などにより、懲戒権者の裁量の範囲で決定するものでございます。以上でございます。

○吉永議員 構成市で作っております条例等で行っているのは、よくわかっているつもりでございますが、それで、あえてお聞きしますと申し上げたのでございますけれども、この熊本県の上益城消防組合の場合には、懲戒処分の基準について、事案が発生してから作ったというふう聞いております。また、その基準を作ったときに他の自治体を参考に懲戒処分の基準を、事案が発生して基準をつくったのですが、このたびの6か月停職となっておりますわけですが、他の自治体を参考に懲戒処分を行ったというふうにしておりまして、これは基準がある以上、それに従うというのが当然だということは、私はわかりますけれども心情的に同じ命が亡くなった。それもパワハラによって亡くなった。それが、その処分の大きさがあまりに違って

感情的に私は、このままで良いのだろうかという思いを持ったので取り上げさせていただいていまして、これは、構成市の問題もあるとは思いますが、やはり、消防組合として、今後、当然、あってはならないことですが、そういった懲戒処分をもっときつくすることによって、逆に未然に発生を防ぐという、悲しいですけれどもそういうことの効果もゼロとは言えないと私は思っています。これを機会に懲戒処分の基準について、今一度、いわゆる構成市を含めて再考していただきたいというふうに思いを持って取り上げさせていただいておりますが、御答弁がかなえばお願いいたします。

○石部消防長 ただいまの吉永美子議員の御質問ですが、いわゆる懲戒処分の基準、これは、先ほど来、御説明をさせていただきましたように、国の方から一定の基準が示されております。当然、範囲がございますので、懲戒処分というのは、いわゆる戒告、減給、停職、免職と大きく4つの項目に分かれてございまして、その2つずつぐらいは、幅が与えられているというようなことで、やはり、我々も当然、過去の事例といったものも加味しながら、その上で実施しております。懲戒処分の内容につきまして量刑のあり方につきましては、懲戒権の範囲内というふうにも申し上げましたので、それについて、また、しっかりこの基準の中で懲戒処分を定めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○吉永議員 大変、苦しい御答弁をさせて申し訳ないと思っておりますが、私は、やはり、同じというか、詳しい中身は違うかもしれませんが、パワハラを訴えて、やはり、1つの大事な命がなくなったというところは、私は一緒だと思っております、その点は申し上げたかったので、あえて、そういった基準があるのを分かった上で取り上げをさせていただきました。第7点は令和3年1月20日に記者会見をした後の御遺族のコメントについてお聞きいたします。コメントにつきまして、どう思っておられるのかお聞きいたします。新聞報道によりますと御遺族が弁護士を通じて1人が亡くなっている事件に関するものとしては、あまりに軽すぎる。自死の原因となり、自死後も不誠実な対応をしてきた消防幹部に対する不信感は拭えず、組織の抜本的な改革を望むとのコメントを出しておられますが、このコメントをどうとらえておられるのかお聞きいたします。

○石部消防長 第7点記者会見後の遺族のコメントをどう捉えているのか。についてでございます。このたびの処分は、懲戒審査委員会の答申を踏まえて、管理者、副管理者及び私、消防長で協議し決定したもので、御遺族には、令和3年1月20日に、その内容を説明しました。その際に、当該職員に対する他の職員の行為、あるいは健全な職場環境の維持という点において不適切な事実関係が存在していたことが、改めて確認され、このことについては、深く反省しなければならないことであり、御遺族に対して心からお詫びを申し上げたところです。記者会見後の御遺族のコメントについては、直接、御意見をお聞きしていませんので、大変申し訳ないのですが、ここでお答えすることは御遠慮させていただきます。以上でございます。

○吉永議員 やはり、今後、御遺族に対してどのように真摯に向かい合っていくのか。このことは大変大事だと思っております。そのことについて、今後どうしていくのか。この点、御答弁いただけたら、ありがたく存じます。

○石部消防長 今後ということにつきましては、これまで、様々な点について、認めるべきものは認める。ハラスメントがあったということは、すでに認めているわけでございますけど、これからもっとも重要なのは、何と言いましても、もう2度とこのようなことを起こさないということ。また、これまでやってきたことだけでは、これはかなわないということを改めて教訓と申しますか、我々がこれからきちんとしていかなければいけないことだというふうに考えております。今後2度とこういうことが起こらないように取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○吉永議員 ぜひ、御遺族の思いを忘れることなく、今後の消防行政を頑張ってくださいという思いを持っております。ここで、あえてちょっと言わせていただくと先ほどの上益城消防組合の場合には、令和元年5月7日に40代の方が自死されたのが発見されていたということなのです。宇部・山陽小野田消防組合の職員の方の場合には、平成31年1月23日、それよりも少し前です。上益城消防組合の場合には、令和元年5月7日、約4か月後でした。そのあとに令和2年3月には、外部委員会からの報告があつて、その後、懲戒処分が出て、令和3年1月25日に公務災害認定ということで、公務災害認定をするのは、当然、消防組合ではないですから、それはもちろんわかっているのですが、このスピードがまったく違うのですね。ですので、ここは、なぜなのだろうというところをとっても思っています、やはり、何かがあつたときには、良くないことが起きたときは何でもそうなのですが、すぐに対応することってというのは、とっても大事ですね。そういう点では、やはり、いざ事案が起きたときのスピード感というところは、我が宇部・山陽小野田消防組合にはとっても大事な点ではなかったのかなというふうに思っていますので、あえて申し上げさせていただきました。最後、第8点でございます。2度とこのような悲しい出来事があつてはなりません。そのことを強く願いながら職場環境の改善についてお聞きいたします。何よりもこれは、お亡くなりになった職員の方が1番望んでおられることと思います。御答弁をお願いいたします。

○篠崎管理者 第8点2度と起きないようにするための職場環境の改善について聞く。とのお尋ねでございます。このたびの事件は、私としても痛恨の極みでございます。1月23日に御遺族のところをお伺いさせていただいたときに松永さんがどのような青春時代を過ごして、どのような思いを持って、これからどんな未来を作っていきたいと話していたと、御遺族の方から聞かせていただきました。将来が明るかった。そして、正義感が強かった。そんな松永さんが自死をせざるを得なかった。そのような状況にあつた職場環境は、必ず改善しなければいけないと思っております。私は、消防組合のトップとして先頭に立って職場環境改善に努めていく所存であり、職員にはハラスメントに対する正しい知識を修得させる。そして、ハラスメントのない活気のある職場にしていきたいと考えております。そのほか、消防局に具体的な対策を講じて、着実に進め、進捗について報告するように強く指示しているところでございます。環境を改善するためには、幹部職員はもとより、職員一人一人が自覚を持った行動を心掛けること。職員間にあつては、相手の立場になって思いやりと心配りを持った言動と上司部下、先輩後輩、それぞれを理解し合える環境づくりが重要であると考えています。そのような意味で

先ほど報告義務というお話がありましたが、そもそも非違行為を非違行為として理解しているのかどうか。残念ながらそのような状況にあるのが現状であって、そしてそのような結果がこの悲しい事件につながってしまった理由というふうに思っております。だからこそハラスメントに対するしっかりとした認知、教育をしっかりと進めること。そして、また、ハラスメントを受けた方、それを目撃した方がためらわずに報告ができる。通報する。そういうことができることも重要であると思います。通報によって、関係規定に従って、職場として対応できる環境を整えてまいりたいと思います。これらのことを踏まえまして、繰り返しにはなりますが、令和3年1月21日付け、管理者、副管理者名で訓令を出しまして、いかなるハラスメントも断固として許さないことについて、全職員に通達をしたところでございます。また、同日、労働環境をめぐる現場の職員の意見が、管理者である私に直接届くように、ホットラインを設置させていただきました。また、このホットラインで私のところに直接、意見を言ってくれる職員の方もいらっしゃいます。しっかりとそのような声を受け止めながら職場改善に全力で取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○吉永議員 管理者の大変、本当に強い思いのこもった御答弁をいただきました。ありがとうございます。管理者におかれまして、職員間の信頼関係のさらなる構築も含めて、職場環境の改善を進めていただきますよう心から期待申し上げます。よろしく願いいたします。

質問2でございます。広報のあり方についてでございます。住民にとって身近な消防行政を周知していくことは、大変重要であると考えます。ホームページについては、以前に比べて充実を努力されておられることは、評価に値するところです。ただ、これは、それぞれの市においても言えることですが、住民が全員ホームページを見るわけではないことは明らかです。広報誌など手にとってみる紙媒体をもっと活用していく必要があるのではないのでしょうか。広報誌の発行についての考えを平成29年2月議会の一般質問でもお聞きしたところです。その後の御検討も踏まえて御回答いただきますようお願い申し上げます。

○石部消防長 質問2広報のあり方について、住民にとって身近な消防行政を周知していくことは、大変重要であると考えています。ホームページに関し、充実の努力は評価に値するが、広報誌など紙媒体をもっと活用していく必要があるのではないかと。についてのお尋ねでございます。現在、本消防局ではホームページを活用して消防情報のリアルタイムな発信、申請書のダウンロードなど、積極的に情報発信を行っています。また、その他、FMラジオへの継続した出演、消防フェアや消防展などの各種イベントに参加して、火災予防の啓発や災害防止情報など、消防に関する情報を広報しているところでございます。さらに、構成市の広報誌を活用し各種講習会の案内等、住民にお知らせをしているところでございます。広報誌の活用につきましては、平成29年2月議会で同様な質問を受けたところでございます。早速、消防広報に係る検討会を設置いたしまして調査研究を行いました。広報誌は、各世帯へ配布する必要があるため、その方法について、まず、構成市の広報誌に併せてお届けできないか調整しましたが両構成市とも、今以上に配布物を増やすことは自治会関係者に多大な御迷惑、負担をお掛けすることから、困難であるとの結論に至っております。次に、広報誌の配布を業者委託した場合

を考えまして、多額の費用が必要となるということで、この方法も困難であるとの結論に達したところでございます。しかしながら、住民への消防行政の広報は大変重要であることは認識していますので、別の方法について、検討しましたところ、世帯におけるスマートフォンの保有割合が約8割というデータが示されていることに着目いたしまして、引き続き、ホームページの改修を行うこととしております。現在のホームページは、スマートフォン対応となっておりますので、より多くの住民が快適に閲覧できる環境を整備し、SNSの活用など、より効果的で、きめ細かい広報活動をリアルタイムで情報発信できるシステムの構築に努めたいと考えているところでございます。以上でございます。

○吉永議員 大変、残念な内容だったのが、宇部市、山陽小野田市それぞれが配布物は無理ということで、これは、他の自治体ができていて、なぜ、宇部市、山陽小野田市はできないのかなというふうに思っていますので、それぞれの市長がおられますが、これは、持ち帰っていただくことは不可能でしょうか。やはり、構成市の広報誌の中に入っていますが、これは、どこまでも間借りなのですよ。広報誌の中に一部入らせてもらっているという感じになっていて、年に何回も出さなくて良いので、きちんとした形で出すというのが、間借りだとどうしてもスペースに限りがあると。そうすると、消防行政の素晴らしいところを訴えるところの広報誌という部分には薄いというか、限られた内容になってしまっているのです。ですので、この配布物が無理というところは、今一度、考えていただくことは不可能なんでしょうか。

○篠崎管理者 お答えさせていただきます。広報は、何を広報するのかということが1番最初にくるか。なんでもかんでも広報をしたら良いということではないと思っております。しっかりとどういうものが住民にとっての身近な消防行政をということでございますので何を伝えていかないといけないのか。それをしっかりと考えた上で、どのようなツールを使って広報活動を行っていくのか。例えば、広報誌も含めてですけど、実際に各地区の自治会のイベントに行き、消防士の皆様から消防活動を見てもらって広報をするというのもやり方であると思しますので様々な広報の目的を明確にしてどのようなツールが適切なのかをしっかりと検討させていただいて、しっかりと広報活動をさせていただければと思います。

○吉永議員 おっしゃるとおりで、紙だけがすべてではないです。確かに、いろいろな動きをされているのは事実ですけども、住民がそういうところにいけない人とかも、自分の手に入りますので、やっぱり、消防行政の状況を目の前で見ることができる良さは、やはり、広報誌にはあると思っています。せっかくなので配布資料を見ていただきたいのですが、4年前に取り上げたときも使わせていただいたのですが、北はりま消防本部が平成23年から広報誌を出しておられます。配布資料はカラーではありませんが、当然カラーです。何が言いたいかということ救急隊員の手記ということで、救命講習における私の願いということで、イニシャルにはなっていますが救急隊員がその思いをこういう形で出しておられて、職員のモチベーションというところにもつながるのではないかなというふうな思いもあって、これを出させていただいているのですよ。そういった広報誌の良さはあると思ひまして、配布物が無理ということが、逆に無理なのかなという点があったものですから、今一度、持ち帰っていただけないかという思い

を言わせていただきました。今回、進んだ報告があったのが、ホームページを改修してスマートフォンにも対応させるということ、大変大きな前進だと思います。そんな中で、やはり、小さい頃から消防のことに関心を持っていただいて、子供たちが将来職員になっていただくことも大事なので、宇部・山陽小野田消防組合にないキッズページをホームページの改修に併せて子供が見られるように、ぜひ、参考にさせていただきたい北はりま消防本部は、キッズページを作っておられますので、子供たちが見て喜んでくれるような、そういったところをぜひ入れていただきたいと思います。先ほど、消防長が行政報告の中で言われていました聴覚、言語機能障害の方々のためにNET119緊急通報システムを導入したということでしたよね。こういったことのいわゆるアピールということも強めていただきたいと思います。訴えさせていただきます。そんなことも広報誌が無理であれば、そういったスマートフォン対応にホームページを改修して聴覚の方ですから、目は見えると思いますので、そういったことをぜひ聴覚、言語機能障害の方々のためにもホームページの改修の際に、そういったことも頭に入れて改修をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○**石部消防長** 大変有効な御意見をいただきまして、今のホームページの改修、より使いやすくまた、見やすいホームページにしていきたいというふうに考えております。今、例示のありました北はりま消防本部のキッズページも、いろいろうまく使っていくということを本当に必要だと人材育成の1つだというふうに私も思っておりますので、さっそくデータを取ってきたいと考えています。

○**吉永議員** ありがとうございます。本当に素晴らしい消防行政がこれからますます頑張っていていただき、発展していただきたいという思いを持っていろいろ訴えさせていただきました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。以上で終わります。ありがとうございます。

○**志賀議長** 以上で、吉永議員の質問は終わりました。この際、換気のため暫時休憩をいたします。12時20分から開会をして議事を進めたいと思います。

—————午後0時13分休憩—————

—————午後0時20分再開—————

○**志賀議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に順位第3番、山下則芳議員の質問席への移動、発言を許します。山下議員。

○**山下議員** 皆さん、こんにちは。宇部市議会議員の山下則芳です。通告に従いまして分割質問方式で一般質問をさせていただきます。質問は2点でございます。まず、質問1職員の自死に関することについて、第1点経過概要、第2点答申書の内容、第3点自死以後の職場環境改善内容及び今後の更なる改善方針。なお、第2点答申書の内容につきましては、すでに猶議員と吉永議員が質問をして多方面で指摘をされましたので御答弁はいりません。以上です。

○**石部消防長** それでは、山下則芳議員の御質問にお答えいたします。質問1職員の自死に関することについて、第1点経過概要、平成31年1月23日に自死事件が発生し、平成31年2月28日に外部調査委員会を設置して、令和元年8月5日に外部調査委員会から、令和元年8

月2日付けの調査結果報告書を受領しました。そして、令和元年10月2日に消防組合の内部調査を開始しましたが、令和元年12月10日に中断をいたしました。令和2年1月6日に外部調査委員会によって、記者会見という形で調査結果の説明がありました。その後、事実関係の詳細に関する内部調査の方法、今後の職員処分の審査方法などについて自死職員の御遺族と連絡を重ね、その希望を踏まえて調整した上で、令和2年7月2日に事実確認実施委員会と懲戒審査委員会を設置し、令和2年10月28日付けで答申書を受領しました。そして、懲戒審査委員会へ内容を確認した後、管理者、副管理者、私、消防長で、この答申を踏まえ協議いたしまして、令和3年1月20日に対象職員に処分を通知し、御遺族、職員、組合議会議員の皆様へ説明を行いました。続きまして、第3点自死以降の職場環境改善内容及び今後の更なる改善方針についてのお尋ねでございます。まず、職場環境を把握するための職員の意識調査についてコンサルタントによる、職員全員を対象としたアンケート調査、その結果を踏まえたグループミーティングや個別面談を実施しました。それを踏まえて、職員が働きやすく活力ある組織づくりに向けての提案がありました。この提案を踏まえて、非効率な業務の見直しや、就業環境の改善、人事評価制度の見直しなどを進めておりますが、今後、職員研修なども併せて実施して、職場環境改善対策を講じていきます。以上でございます。

○山下議員 それでは、再質問をさせていただきます。先ほど、猶議員からもありましたけど、内部調査を中断した理由というのが御遺族との調整に時間がかかりましたと。どういう調整で時間がかかったのか。それとも、御遺族が納得されなかったから中断をされたのですか。どちらでしょうか。

○石部消防長 令和元年12月10日に中断の部分だろうと思います。これにつきまして、まず中断をいたしましたのは、やはり、御遺族との相互に連絡を取っていた。連絡の不十分な部分こういったものを基に一旦中断をしました。その後、約半年強の時間をかけていますけれどもこの間、実際に今の事実確認実施委員会や懲戒審査委員会を開く、この細かな実施方法。委員構成やいろいろなことを協議しながら、できる限り御遺族に寄り添う形でそのメンバーを決めているということを考えておりましたのでそういったことに対して時間をかけて御協議をいただいたということでございます。

○山下議員 形式的な発言だと思うのですが、その間、いろいろ調整した中で御遺族は納得されなかったということですか。その1点でよろしいのですか。それとも納得されたけど、さらにこういうことをしたほうが良いということで1つ1つ積み重ねた結果なのか。2年もかかったという中の1つになると思いますけど。御遺族が納得されなかったから1つ1つやっていったのか。それとも本当の意味で1つ1つやらないとこういう調査ができないということでやられたのか。どうですか。

○石部消防長 山下則芳議員の御質問にお答えいたします。今の具体的な作業内容について御遺族からの御要望、様々なこと。例えば、客観性とか公平性とか、そういったものも含めて、特にメンタルヘルスと言いますか。そういう精神的な面も含めてしっかり調査をし、その結果を懲戒審査委員会のほうに伝えなければ、意味のないということで、そういう御要望もありまし

た。その中で、では、どういう形で我々のほうで対応ができるのかというところで何度か回数を重ねて協議をさせていただいたというところでございます。最終的に令和2年5月末、6月に入ったかと思えますけど、御理解をいただけたということでスタートしたのが令和2年7月2日ということになったということでございます。以上でございます。

○**山下議員** わかりました。御遺族の要望を1つ1つ丁寧に聞いて、要望に対して進めていったということで理解をします。それで、先ほど篠崎管理者と藤田副管理者から令和3年1月23日にお参りにいかれたということですが、消防長と職員の方々は、そのときは、どの程度御遺族に対して足を運ばれたりされていたのかお聞きします。

○**石部消防長** 最初の段階からいわゆる令和元年8月5日に受領しましたというふうに申し上げた外部調査委員会が出された結果報告書を持って8月末に御遺族並びに代理人弁護士の方が同席の上で御説明を差し上げました。その後は、あくまで文書のやり取りというような形ですべての想いを文書でお渡しし、文書でまた回答をするというような形でやり取りをしてまいりました。そういうことを重ねてまいりまして、その次に御遺族と直接お会いしたのが、先の令和3年1月20日ということになります。以上です。

○**山下議員** わかりました。弁護士がついているので文書でやり取りというのはわかりますが、それでも、今回は自死した原因が消防署内というのがはっきりしています。それなら来なくても良いといっているのを何度も足を運んで謝罪等をするのが人としての道だと思います。だから、それを誠意を持ってやっていたら、もしかするとこんなに長くかからなかったかもしれません。それを御指摘したいと思います。それで、今まで自死に関する報告書等ありましたけど私だけかもしれませんが、どうしても形式的ですよね。本当に1人の命を消防署内の原因で亡くしたと。大変なことをしてしまったというのが私には伝わってきませんでした。私だけではないかもしれません。そう感じました。それで、御遺族に対しても、たぶんそうではなかったかと思えますけどいかがでしょうか。

○**石部消防長** 先ほど、少し御説明をさせていただきましたけれど、まず、平成31年1月23日に事件が発生いたしまして、消防組合として平成31年2月28日に外部調査委員会という調査するための組織をスタートというふうにお伝えしました。これは、あくまで公平公正にそして客観的に、そして消防職員が携わらないということで実施をするということで弁護士3名というような形で進めたわけですけど、この対応について御遺族側から代理人弁護士をお立てになりました。この段階で我々も相手方に代理人弁護士がお立ちになったので、当然、交渉の代理人という形になりますと電話をさせていただいたり、お伺いをしたりということについても考えましたし、しようともしましたが、遠慮してくれというふうにあくまで交渉の場であるということは、御注意もいただきましたので、そういう1つのルールの中で動いていたというのが現実でございます。そこは御理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

○**山下議員** わかりました。たぶん、最初の掛け違いとかがあったと思います。最初の誠意の問題が欠けていたのではないかと、これは私の個人的見解です。それで、次の提案も含めてなのですが、職場環境改善の内容についてです。以前も指摘しましたが、消防組合のハラスメント



研修会は10年以上遅れていると確か、かなりきついことを言いました。申し訳なかったと。それで、今、やっとスタートにたったばかりです。消防組合全体、特に幹部の方々がハラスメントの問題を深刻に受け止めて、まず、幹部の方々が変わることが大事だと思っておりますのでよろしくお願いします。それから、自死した職員が、自己の行動が無駄にならないことを願っていますという趣旨の遺書を残していますけれど、この想いを無駄にせず、また、風化させないためにも答申書で具体的に提案をされてきました。1つ目です。研修、講習等の実施を毎月、亡くなった日の13日に行う。それと、定期的なハラスメントに関するアンケート調査の実施を自死した2月13日にしたらどうかと思いますけどどうでしょうか。御答弁をお願いします。

○志賀議長 今、日にちを間違えられています。

○山下議員 すみません。平成31年1月23日です。

○石部消防長 ただいまの御質問にお答えいたします。最後のところで自死のあった平成31年1月23日に、今、すでにもう2年が経つというようなことでございましたけど、消防組合の中では、もちろん命日となる1月23日には全員で黙とうをささげております。これは、まだ途中経過ということもございましたので、本当でしたら直接、御焼香なりお参りということも考えたのですが、まだ、こちらの思いがかないませんでしたので、黙とうをとということできせていただいております。今後につきましては、また彼の思いを忘れないように、どういう形であれ、しっかり、きちんと残していきたいと考えておりますので、それについては、検討させていただこうというふうに思います。以上です。

○山下議員 消防長もおっしゃったように、あくまで今後、彼が1番望むべき職場改善に取り組んでいただきたい。それと、先ほど言いましたように、これを皆さん忘れないように、風化させないために、提案されてきましたアンケート調査はできれば年に1回以上やってくださいと出ていました。年に1回、できれば1月23日にしてほしい。それと、ハラスメントの研修とこれをできれば月1回以上はやっていただきたいと思っておりますので、この日にちを1月23日にしていただきたい。そうすれば、この亡くなった本人も御遺族の方も少しは心が柔らかくなると思っておりますので検討のほどよろしくお願いします。次に質問2です。宇部西消防署庁舎は人口増加している厚南、黒石地区の重要な拠点であります。特に当初の5人体制から37人体制になっています。私も何度か視察しましたが職場等の環境は最悪であります。そこで質問です。宇部西消防署庁舎について、第1点現庁舎の状況と課題、第2点消防車と救急車の年間出動回数10年前と直近、第3点今後の現庁舎の検討内容。第3点については、先ほど猶議員のほうでも説明がありましたけど、もう1度よろしくお願いします。

○石部消防長 それでは質問2宇部西消防署庁舎について第1点現庁舎の状況と課題についてのお尋ねでございます。現在の消防庁舎は、昭和53年4月に建設されていますが建設から42年が経過していることから、老朽化が著しく、浴室、トイレ、洗面所などの不良により、職員の衛生管理も十分ではありません。職員数については、開設当初、宇部市消防署から、毎日5人の職員を派遣して運用していましたが、現在では、18人の当直体制となったことから、事

務所など、各室とも非常に狭く、仮眠室は畳部屋に雑魚寝と、衛生的にも劣悪な環境でございます。職員間のプライバシーも確保されていない状況でございます。また、女性職員が当直するための設備も整備されていません。課題としては、これら現状を早期に改善する必要があることと、各種の訓練が実施できる訓練塔の設置など一層の消防機能の充実を図ること。また、環境にやさしく、防災拠点施設として堅牢な庁舎にすることなどが挙げられます。これらのことを宇部市と調整を図り進めていきたいと考えています。続きまして、第2点消防車と救急車の年間出動回数10年前と直近についてのお尋ねでございます。火災件数と救急件数で御説明します。まず、火災件数ですが、昭和53年は19件、平成20年は12件、令和2年につきましては9件と減少傾向となっています。救急件数は、昭和53年が248件、平成20年が1,244件、令和2年が1,347件と増加しており、総務省消防庁の推計によると今後、更なる増加が懸念される所です。続きまして、第3点今後の現庁舎の検討内容についてのお尋ねでございます。先ほど、猶議員の質問に管理者が答弁しましたように、建て替えとして進めることとしています。消防組合としては、引き続き宇部市と調整して円滑な事業の推進に努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○**山下議員** ありがとうございます。当初、1月にもらった資料は、大幅改善も入っていましたけど、それはなくなって完全に1棟で新築するということで少し安心をしました。逆にこの質問はいらなかったかなと思っています。それと、1番大事なのが宇部西消防署にも子どもたちが見学に行かれると思います。何人かに消防士になりたいか質問をしたところ、汚いからなりたくないといっていたので、今の答弁を聞いて少し安心しました。子どもたちも施設が良くなれば消防職員になろうという希望が湧いてくると思います。そこで、この建て替えた場合、現状で問題となっているのが出入りするところ。出るときは良いですけど、宇部西消防署の前の道路は交通量が多いです。帰ってきたときにバックで駐車されると安全性がすごく悪いということで、今度建て替える場所を敷地内で完全に迂回できるような形で場所等を考えていただきたい。それと、中の敷地がかなり狭いんですけど、今後はどうされるのか。どこか増やしていくのか。御答弁をお願いします。

○**石部消防長** 今、御質問のあった敷地の広さは、確かに昭和53年当時の内容といたしましては、あれで十分だったかなと思いますが、現在は18人の両番ということで総勢37名が実際の活動をしているということでございます。したがって、当初必要がなかったような訓練塔、こういったものも必要であると。消防署としての機能も必要となりますので、これにつきましては、現在の敷地プラス、隣接の市用地についても使わせていただけないだろうかということで今、関係各課と交渉をしているところでございます。併せて、先ほどの出入り口の心配をいただき、誠にありがとうございます。非常に厳しい中で出入りをしてございます。これにつきましても、今度新築ということになりましたら、訓練塔を含めレイアウト的には、当然前で十分に向きが変えられるレイアウトに改めていきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○**山下議員** ありがとうございます。ぜひ、用地を2,000平米でも1,000平米でも多

く取れるように今後も交渉をよろしくお願いします。私、地元が黒石で、やっと宇部西消防署がきちんとなると。たぶん、8消防署所の中で1番古かったと思いますけれども違いましたかね。41年経過して1番古かったのではないかと思いますけど。

○石部消防長 御指摘をいただきまして、今、宇部・山陽小野田消防組合に4消防署と4出張所というふうに署所がございます。この中でやっと、計画が立とうというところかというと、宇部西消防署、それから山陽小野田市側にも埴生出張所、そして、最後まで残りましたが東部出張所という3つが残っておりますけれども、その中では、埴生出張所の方も目途が立ってきた中で、埴生出張所の次に宇部西消防署が古い建物ということでございますので、しっかり取り組んで新築ということで努力をしていきたいというふうに考えてございます。

○山下議員 ありがとうございます。大分安心しました。それで、最後に市民の生命財産を守る重責を担う職員たちが働きやすい環境職場として働き、問題が起きた場合は、隠蔽とすることなく消防長が先頭に立って透明化してハラスメント防止等に取り組んでいただきたいと思えます。そして、それが自死した職員の1番の要望であったこと。そして2度と同様な事件が起きないことを強く要望しまして質問を終わります。ありがとうございます。

○志賀議長 以上で、山下則芳議員の質問は終わりました。  
これにて、一般質問を終結いたします。

---

#### 日程第4 議案第1号について

○志賀議長 次に、日程第4議案第1号令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算を議題といたします。本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

○篠崎管理者 それでは、議案の提案理由について説明します。議案第1号令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計予算についてです。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億3,525万9,000円と定めるもので令和元年度当初予算と比較しますと4億1,860万2,000円の減額となっています。歳出については、議会費35万4,000円、総務費1,598万円、消防費27億9,324万円、公債費1億2,168万5,000円、予備費400万円で、歳入については、分担金及び負担金28億4,430万9,000円、使用料及び手数料2,921万8,000円、県支出金1,334万円、繰越金100万円、諸収入469万2,000円、組合債4,270万円となっています。詳細につきましては、石部消防長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○志賀議長 石部消防長。

○石部消防長 議案第1号の詳細について、説明します。予算の概要については、篠崎管理者の説明のとおりですが、款・項の区分ごとの金額は、2ページの第1表、地方債については、4ページの第2表のとおりでございます。

それでは、歳出から説明しますので12ページ、13ページをお開き下さい。1款議会費は、35万4,000円を計上しており、主なものは、13ページの議員報酬です。次に、2款総務費は、1項総務管理費と14ページの2項監査委員費の合計、1,598万円を計上しており、

総務管理費の主なものは、13ページの12節委託料539万円及び18節負担金補助及び交付金684万2,000円で、委託料については、検診委託料、負担金補助及び交付金は、出納事務負担金です。監査委員費の、主なものは、15ページの18節負担金補助及び交付金の監査事務負担金332万円です。次に、3款消防費は、常備消防費26億8,881万3,000円、消防施設費1億442万7,000円の合計27億9,324万円を計上しています。常備消防費の主なものは、15ページの2節給料11億4,893万5,000円、3節職員手当等9億1,442万8,000円、4節共済費4億863万6,000円などのいわゆる人件費となっています。その他は、17ページの10節需用費7,529万6,000円、19ページの12節委託料7,799万4,000円となっています。消防施設費の主なものは21ページの12節委託料として調査測量設計委託料1,000万円、機器等改修委託料1,074万7,000円、23ページの17節備品購入費として消防用ホースなど事業用器具費を862万2,000円、高規格救急自動車など特殊車両2台の更新で5,974万円を計上しています。消防施設費の詳細につきましては、資料末尾に添付しております一般会計予算参考資料を御参照ください。次に22ページの4款公債費は組合債元金償還金1億2,093万4,000円、長期債利子及び一時借入金利子75万1,000円の合計1億2,168万5,000円を計上しています。次に5款予備費は令和2年度と同額の400万円を計上しています。

続いて、歳入について説明します。8ページ、9ページにお戻りください。1款分担金及び負担金は、28億4,430万9,000円を計上しており、そのうち1項分担金については、9ページのとおり、経常的経費の分担金として、宇部市分担金17億7,814万7,000円、山陽小野田市分担金8億7,939万1,000円で、これは、各特定財源、一般財源を差し引いたものに、令和2年度における基準財政需要額比率である66.8%と33.2%の負担割合となっています。投資的経費の分担金は、宇部市特別分担金1億2,000万6,000円、山陽小野田市特別分担金5,005万6,000円となっています。2項負担金は、職員派遣給与費負担金1,670万9,000円を計上しています。次に2款使用料及び手数料は、消防手数料2,921万8,000円で主なものは、9ページの危険物関係手数料2,900万9,000円となっています。次に3款県支出金は、特殊車両、資機材搬送車の購入の財源として石油貯蔵施設立地対策事業費補助金1,334万円を計上しています。10ページに移りまして、4款繰越金は、令和2年度決算における歳計剰余繰越金として100万円を計上しています。次に5款諸収入は、1項組合預金利子と2項雑入の合計469万2,000円を計上しています。主なものは、11ページの高規格救急支弁金収入297万9,000円となっています。次に6款組合債は、高規格救急自動車、資機材搬送車の更新に伴う消防施設整備事業債として4,270万円を計上しております。なお、24ページに債務負担行為に関する調書、25ページに組合債に関する調書、26ページから給与費明細書を添付しておりますので御参照下さい。以上で説明を終わります。

○志賀議長 以上で、管理者の提案理由の説明は、終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。岩村議員。

○岩村議員 それでは4点ほど質問をさせていただきます。早速、質問をさせていただきます。

まず、13ページの12検診委託料で370万円と計上されております。この検診委託料で令和元年度の決算では139万5,808円と令和2年度の予算では173万5,000円を計上されておりました。今回、後にある第3回の補正予算でマイナス31万9,000円ということで、予定では141万6,000円ということになっております。よって、令和元年度の決算には、令和2年度の執行状況でいたい140万円前後です。しかし、今回の予算額では370万円ということで、これまでを230万円上回っております。その理由を含めて、検診委託料の内訳、つまり、どのような内容なのかお伺いいたします。

○内田次長 ただいまの岩村議員の御質問にお答えいたします。この検診委託料につきましては安全衛生法に基づく職員の検診料でございます。法の定めによりまして、毎日勤務者は年に1回、交代制勤務者は年に2回実施しているもので、令和2年度と内容は同様ではございますけれども消防署の交代制勤務に合わせまして、宇部中央消防署と小野田消防署、それぞれに出向していただいて一定期間検診期間を設けて検診をしていただいております。令和3年度の予算の上昇の原因ですけれども、この業者から検診料単価を上昇させてほしいとの要望がございました。他にもいろいろ業者や病院等に当たりましたが、これより低額な業者さんが見つからなかったということで、やむを得ず、この額を計上したものでございます。

○岩村議員 わかりました。単価が上がったということですが、人数も多いので1人分が少し上がっただけでも、これぐらいになるのかなというふうに思います。ただ、事前にいろいろ工夫をしてそうなる前のある程度交渉したり、もしかしたら、事前の準備をもっとしておけば、もう少し抑えられたのかなということもありますので、また来年、令和4年度には、もう少し下げられるような工夫をしてみてくださいと思います。続きまして、19ページの1番下の方です。使用料及び賃借料というところで寝具借上料というのが503万1,000円計上されております。こちらも令和元年度の決算だと268万6,644円と、ちなみに予算では275万4,000円と上げられておりました。令和2年度の予算では286万円ということで、また、これも今回、補正があつて278万6,000円になるのではないかと思います。だいたい、最近の令和元年度と令和2年度の現在の執行状況でいくと270万円前後であります。今回、503万1,000円ということで、これまでを230万円上回っております。その理由を含めて、こちらの方の内訳、またどのような内容ということをお伺いいたします。

○内田次長 ただいまの岩村議員の御質問にお答えいたします。寝具借上料についてでございますが、これまで交代制勤務者は、当然、当直をするわけでございますので、仮眠室には寝具が必要でございます。令和2年度までは、それを2人1組で使用しておりました。これを是正いたしまして、衛生面と感染症対策ということで1人に1組ずつの寝具を用意することで増額予算となったものでございます。以上でございます。

○岩村議員 2人で1組ということで、あまり想像したくないなというものもあるのですけれどもそれを1人に1組ということであります。結構、金額が大きいのでその辺のなんとなく何に使

うのかというふうにしり引かかたりすることもあるかと思ひます。また、何か資料、答弁でわかりやすく聞いてみれば、そういうことかということになりますので、今後、わかりやすくしておいていただければと思ひます。続きまして、21ページ。同じページに2点ありますので一緒に言わせていただきます。まず、1点目が負担金補助及び交付金というところの6番目に山口コールセンター利用負担金というのが23万8,000円ほど計上されております。これは、何年か見てもなかった内容で新しく出たというか予算に計上されておりますので、この事業内容またどういうふう利用されるのかなということと、もう1つ、この下の方で役務費の中で通信サービス利用料ということで40万8,000円というふうに計上されております。これは平成29年度、平成30年度、令和元年度とだいたい330万円と340万円ぐらいで計上されておりました。令和2年度の予算には、計上されていませんでした。補正もされておられません。しかし、また今回、令和3年度の予算に40万8,000円と今までより、金額が減額されて計上されております。そこで、この通信サービスの事業内容、また、令和2年度の予算には計上されていなかったものが、また、令和3年度に復活したと言って良いのかわかりませんが、計上されている理由、また、かなり少なめの40万8,000円になっている理由をお尋ねしたいと思ひます。2点よろしくお願ひします。

○内田次長 ただいまの岩村議員の御質問にお答えいたします。まず、負担金及び交付金の山口コールセンターの利用負担金についてです。これにつきましては、平成28年7月15日から山口県が観光客のために外国人に対応するためのシステムを導入いたしました。これを消防にも無償でサービスをしようということで、これまでは、料金が発生せずサービスの提供を受けてきました。しかしながら、提供をいただいた業者さんのほうから、利用の想定を下回ったということで従来の費用形態の維持が困難であるという申し出がございましたので、県内で協議をして県内の消防本部それぞれが負担しようということになってございます。そして、これが月に1万8,000円という金額の提示がありましたので、このたび新規に23万8,000円ほど計上をさせていただいております。なお、多言語に対応できる国の数ですけれども令和2年度現在、17か国語となっております。令和3年度は19か国語に対応できるという情報を得ております。続いて、役務費の通信サービス利用料でございます。これは、今年度から進めている消防組合のネットワークの再構築に伴うものでございます。本事業予算につきましては、令和2年11月消防組合議会で債務負担行為の議決をいただいております。現在、事業を進めているところでございます。令和3年度につきましては、ネットワークの構築を完了させて令和4年度から運用予定としております。この事業については、新規のネットワークの配線サービス料とインターネット基盤の新規構築、既存システムの変更等、そういう業務を一体で行うということで、もともと消防一般管理費のほうに通信サービス利用料というのがございます。今もございますけれども、それとは切り離して消防施設費で、このたび新規に計上をいたしております。以上でございます。

○岩村議員 よくわかりました。どうもありがとうございました。以上で終わります。

○志賀議長 ほかにございませんか。吉永議員。

- 吉永議員 13ページですが、メンタルヘルスサポート事業委託料で77万円計上されております。これは、令和2年度、新規に始まった事業ということで令和2年度予算の際に説明があったと記憶していきまして、その際には、46万2,000円という予算で計上されていましたが、かなり金額が上がっているというところで、この理由を教えていただけたらとお願い申し上げます。
- 内田次長 ただいまの吉永議員の御質問にお答えいたします。このメンタルヘルスサポート事業委託料でございますけれども、令和2年度から計上をいたしております。令和2年度は、職員とその家族を対象として、家庭や仕事や地域といった内容の相談ができる体制を構築したということでございます。令和3年度は、名称は同じでございますけれども、新たに弁護士によるサポート事業ということでハラスメントの相談窓口を設置して、電話やメールなどにより、相談、そして法的な助言も含めてサポートしていただけるような事業に変更して契約をしたいということでございます。以上でございます。
- 吉永議員 わかりました。ありがとうございます。
- 志賀議長 ほかにございませんか。水津議員。
- 水津議員 令和3年度に消防車両更新計画書の中に山陽消防署の広報車が廃棄という計画になっております。この計画が令和3年度予定どおり廃棄ということだけか確認をしたいと思っております。
- 内田次長 ただいまの水津議員の御質問にお答えいたします。車両更新計画は、平成24年度から策定をしているものでございますが、令和3年度に予定どおり廃棄することとしております。以上でございます。
- 水津議員 廃棄となりますと山陽消防署管内の広報活動に支障が出るのではないかと思います。どうですか。対応策等、検討しておられますでしょうか。
- 内田次長 ただいまの広報活動に支障があるのではないかと御質問です。令和2年度に山陽消防署に更新をして配備する計画がございます資機材搬送車、こちらのほうに放送機器を装備いたしますので広報車の廃棄がありましても、広報活動に支障はないというふうに考えております。以上でございます。
- 水津議員 令和2年度に更新される資機材搬送車を広報活動にも運用するということですが、この資機材搬送車というのは、軽四ではなくて、資材が積めるということ想定すると狭い路地等では活動がしにくい車両の部類になると個人的には思うのですが、そういった大ききで管内をこまめに広報するというに機能を発揮することができるかどうか検討をされましたでしょうか。
- 内田次長 水津議員の御質問にお答えいたします。この資機材搬送車でございますけれども現在はトラックタイプで運用をしておりますが、機動性を重視してワゴンタイプに変更するというので小回りが利くものと考えております。もし、それでは、満足する活動ができないということでありましたら、同じ管内の埴生出張所に広報車がございまして、それらの活用も視野に入れて、今後、活動してまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

○水津議員 乾燥注意報が発令されますと広報車が各地で活躍をしております。私も恥ずかしながら地元自治会で野焼きをしているところに消防署員が指摘に行かれました。山の中なのですね。ですから、そこまで行ける車というのが限られるわけですが、こういった細かい火災予防について活躍しておられますので活動しやすい車ということをごひ、今後検討していただけたらと思います。お願いになります。よろしくお願ひします。

○志賀議長 ほかにござひませんか。山下議員。

○山下議員 1点だけ質問をさせていただきます。職場環境改善をどんどんやっていくということですが、今、吉永議員の質問でありましたけれど、メンタルヘルスサポート事業委託料が増えたということですが、この職場環境改善にかかる費目のトータル金額。どいう費目があつてトータル金額がいくらになっているか。令和2年度の予算に対して、令和3年度は予算をどのくらい増やされたか。お答えをお願いします。

○内田次長 ただいまの山下議員の御質問でございます。令和2年度、令和3年度の職場環境改善に係る予算の比較ということであると思ひます。令和3年度につきましては、メンタルヘルスサポート事業委託料、この1つで計上をさせていただきます。令和元年度から外部委託によりまして、当消防組合の職場環境といったものを調査していただき、それを踏まえていろいろなアドバイスをいただくという事業を展開してまいりました。その上で令和2年度は引き続き、そういった業者さんとの委託契約。そして、研修は別個に計上をしておりましたけれども、このたびは、研修とメンタルヘルスサポート事業ということになっております。大変申し訳ございませんが、金額の比較が今、手元に資料がござひませんので、よろしければ、後ほど御報告をさせていただきます。すみません。令和3年度には研修委託もござひます。後ほど詳しい情報については、御説明をさせていただきますというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

○志賀議長 ほかにござひませんか。奥議員。

○奥議員 それでは、2点ほど。1点は確認で1点は質問をさせていただきます。まず、1点目の確認ですが、先ほど御報告がありました3款県支出金の石油貯蔵施設立地対策事業費補助金のほうを計上されていますが、去年と比較してみると8,700万円程度下がっているのですが、これは、導入する車両が減ったのかどうか確認をお願いします。

○内田次長 ただいまの奥議員の御質問にお答えいたします。石油貯蔵施設の補助金でございますけれども令和2年度に活用いたしましたのが車両4台でございます。内訳が宇部市管内が1台、山陽小野田市管内が3台でございます。それに対しまして、令和3年度に予定しております、この交付金の活用につきましては、宇部中央消防署に配備予定の資機材搬送車1台でございます。それによって、8,700万円ほど減額をしたということでございます。以上でございます。

○奥議員 はい、わかりました。次に質問なのですが、予算書の1番後ろの詳細のページ、一般会計予算参考資料の中で、消防費の中で備品購入費や特殊車両など、現場に出る準備は十分にできているのかなというふうにご考察させていただきます。しかしながら、こういうふうな準備



をしても、消火をする場所によって、防火水利の管理がどういうふうになっているのかという問題点があるのかなと思います。私が知っている中では、防火水利を使おうと思っても土砂が溜まっているとか、そういったところの管理がどのようになっているのか。消防局のほうでどういうふうに情報を管理されているのか教えていただければ助かります。

○内田次長 ただいまの奥議員の防火水利のことについての御質問だと思います。そもそも、防火水利の消火栓や防火水槽等の設置につきましては、構成市の事業でやっていただいております。とは言いながら、実際に活用いたしますのは消防署でございますので、管轄する消防署の職員が定期的に消火栓、防火水槽の点検をいたしております。その中で不備等が見つければ、構成市と連携を保ちながら改修をしていくという位置付けで進めております。以上でございます。

○奥議員 構成市が管理をしているということなのですが、使われるのは消防隊員だと思いますので、きちんと管理をしていただきたいと思います。水利の中にごみがたまったりとか、砂がたまったりとか、いろいろなことがあると思いますので、この辺も、いざ使おうと思ったときに使えるように要望させていただきますのでよろしく願いいたします。以上です。

○志賀議長 ほかにございませんか。ないようであります。これにて質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第2号から第4号までについて

○志賀議長 次に、日程第5、議案第2号から第4号までを一括議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。篠崎管理者。

○篠崎管理者 議案第2号から議案第4号までの提案理由を御説明させていただきます。

まず、議案第2号令和2年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算第3回についてです。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ484万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億3,485万8,000円とするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたしますので12ページ、13ページをお開き下さい。2款総務費は一般管理費を56万3,000円減額し、監査委員費を1万2,000円増額するものです。一般管理費の主なものは13ページのとおり検診委託料を31万9,000円減額するもので、これは任意検診対象者の減少によるものです。監査委員費については負担金の精算により増額するものです。次に3款消防費は432万円減額するものですが、これは12ページからの常備消防費を178万2,000円増額、16ページの消防施設費を610万

2, 000円減額するものです。常備消防費のうち、13ページの職員手当等については早期退職者の退職手当を増額し、給料、共済費等関連するものを各節において補正するものです。消防施設費は17ページのとおり、はしご付消防ポンプ自動車などの特殊車両の購入費を、入札結果に基づき減額するものです。次に16ページの4款公債費は、令和元年度に借入れた消防債に係る長期債利子が確定されたことにより増額するものです。

続いて、歳入について説明します。8ページ及び9ページにお戻りください。1款分担金及び負担金は2, 154万6, 000円減額するもので、分担金は9ページのとおり、経常的経費の分担金である宇部市分担金を1, 255万円、山陽小野田市分担金を640万8, 000円それぞれ減額し、投資的経費の分担金である宇部市特別分担金を5万円、山陽小野田市特別分担金を242万4, 000円それぞれ減額するもので、これは歳入歳出の増減に伴い、分担金を精算するものです。負担金は、消防組合から山口県へ派遣しております職員の人件費の精算として、職員派遣給与費負担金を11万4, 000円減額するものです。次に2款使用料及び手数料は、危険物関係手数料を458万円減額し、4款繰越金は令和元年度決算に伴う歳計剰余繰越金を2, 374万5, 000円増額するものです。次に10ページの5款諸収入は、1, 138万円の増額で、内訳として組合預金利子が1万円の増額、雑入が112万8, 000円の増額で、主なものとして消防広域応援交付金167万6, 000円を増額するものです。次に6款組合債は指揮車、救助工作車及びはしご付消防ポンプ自動車の入札結果に基づき、消防施設整備事業債を360万円減額するものです。なお、18ページから組合債に関する調書及び給与費明細書を添付していますので御参照ください。

次に、議案第3号宇部・山陽小野田消防組合後期実行計画の策定についてですが、宇部・山陽小野田消防組合議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき議会の議決を得るものです。本消防組合の基本計画は、基本構想と実行計画で構成され、基本構想については、平成27年度から令和5年度までの9年間における消防組合の施策を体系的に定めているものです。実行計画については、基本構想で定めた3つの大綱及び7つの主要項目に基づく施策を実施するために、具体的な事務事業を明示したもので前期、中期、後期の3年ごとの計画としております。このたび、中期実行計画が令和2年度で終了することから令和3年度から令和5年度までの後期実行計画を策定するものです。この後期実行計画では、中期実行計画の進捗状況や近年の消防を取り巻く環境及び社会情勢を十分に考慮し、13の主要事務事業における目標を掲げております。これらの目標を計画期間の3年間で達成させ、基本計画の基本方針である、住民とともに歩む安心して暮らせる安全なまちを目指しての実現に向け、着実に邁進していく所存です。

次に、議案第4号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてです。これは、宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴い、令和3年3月31日限りで山口県市町総合事務組合から宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させるため、山口県市町総合事務組合規約が変更されるもので当該規約の変更については、加入団体の議会の議決が必要となるものです。以上で、説明を終わります。

○志賀議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。議案

第2号から議案第4号までを一括議題といたします。質疑はありませんか。藤井議員。

○藤井議員 議案第3号字部・山陽小野田消防組合後期実行計画の策定の件について、1点質疑をしたいと思います。後期実行計画の後ろから2ページ目、2番目に新たな事業として119番通報要領の普及啓発というものが取組として提案されています。この事業の背景として、危惧されているのが119番通報時に必要な情報を受けることができないことで出動隊の出動に遅れを生じたり、適切な出動隊の選定ができなくなり、災害発生時に被害の軽減、傷病者の適切な搬送ができなくなることを防ぐために、この要領の普及啓発をする必要があるということで、今回、新たに取り組みされる216事業所に対して、こういう普及啓発をしていくという内容なのですが、現時点での119番通報の対応についてお聞きしたいと思います。実際、出動隊の出動に遅れが生じることがある。それに対する対応が今回されるのですが、現在の段階で市民がした119番通報に対して、出動というのは、どの時点で決めているのか。何か順序が決まっているのか。お答えください。

○内田次長 ただいまの藤井議員の御質問でございます。119番通報を受報して出動する基準という意味だと思います。まず、119番通報で救急要請があった場合には、当然、傷病者の場所、状況等を確認して、これは緊急性を要し、出動する傷病であるという判断をいたしましたら、すぐに消防署救急隊のほうに予告指令を流します。それで、救急隊のほうが出動の準備を速やかに済ませ、きちんとした情報を聴取した上で出動指令を放送するという手順になっております。以上でございます。

○藤井議員 受報している間に予告指令を出して、その中で具体的に、本当に出動が必要なのかを判断をして出動に至るということだと思います。11月定例会の奥議員の一般質問の中で、この間、新型コロナウイルス感染症の対策のために新たに発熱とか渡航歴の有無とか、県外居住者や外国人との接触がないかということを追加で聞くようになったということなのですが、実際に119番通報を受報して出動する必要があると判断をする前に、こういったことを聞くのか。それとも実際に出動の最終的な指令が出てから発熱や渡航歴の有無といった具体的なことを聞いていくという順番なのか。ここは今どうなっているのか。お答えください。

○内田次長 ただいまの藤井議員の新型コロナウイルス感染症に関する119番通報要領ということだろうと思います。この新型コロナウイルス感染症と出動要請のあった傷病者、この方に適切に対応するためには、まず、現場業務に従事する隊員の安全を確保することが重要と考えております。したがって、119番通報時に先ほど申し上げた通常の聞き取りの内容に加えて前回の議会でもお答えいたしましたけれども、発熱や渡航歴の有無といったものを別個に同時、聴取しております。その聴取した上で救急隊にそれらを伝達して安全な装備を装着して出動するという内容になってございますので、救急隊が出動した後に新型コロナウイルス感染症に関する情報を入手しても、そのときは万全な対策を講じて出動ができないということになりますので、同時期にそれぞれを聴取して救急隊を出動させるということになってございます。以上でございます。

○藤井議員 ということは、本当に新型コロナウイルス感染症のガイドラインに基づいた聞き取

りをしないと最終的には出動ができないということになると思うのです。そうすると出動が遅れる。刻一刻と状況が変化する、症状が変化する中でその数秒、数分というのが非常に大きな生死の分かれ目になるというふうに思います。先ほどから紹介をしております11月定例会の衆議員の一般質問の中では、交通事故などでも意識のない方に対しては、原則、感染症があるものとして感染症対策をしてから出動するというような内容の答弁をされています。基本的にそういうふうに原則、感染症があるという前提で準備をするというふうにして、まずは出動をするということをしてしないと119番通報に基づいて、早く出動する。一刻も早く出動して現場に到着するということが達成できないのではないかと。この後期実行計画で新たに119番通報要領の普及啓発を事業所にしますが、こういったことが今も通報を受報してからの順番では十分、達成できないのではないかとと思いますが、そこはどういうお考えでこれを提案されているのでしょうか。お答えください。

○内田次長 ただいまの藤井議員の御質問、御指摘でございます。今、言われたことは、ごもつともだとは思いますが。その中で新型コロナウイルス感染症の陽性または陰性、それから疑わしいという判断が、この指令センターではすぐにできないものでございますし、救急隊もそれを聞いただけでは、すぐに判断できないということで出動のときからスタンダードとして感染防護衣を着用して出動しているところでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、救急隊の安全を考えると、もし濃厚接触があったという情報があれば、さらに上の感染防護衣でタイベックというものですけれども、そういったものを装着した後に出動ができると、そういう安全を図った上で先ほど言いましたように出動させている状況でございます。とは言いながら、要請された現場へ1秒でも早く到着できるようにしなければいけないのは、御指摘のとおりでございますので、119番通報を受報する消防指令センターの職員の聞き取り技術の向上というのは、今後進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○藤井議員 よくわかりました。最後に指摘しますけど、119番通報された方の例えば、御家族であったら同じ部屋にいる方、全員に新型コロナウイルス感染症でガイドラインに基づいた聞き取りも追加でしているということで、その人数によっては、例えば、10人とかってなると10人分全員聞いてから救急隊が出動するとなると本当に出動が遅れてしまい、生死に関わってしまうと思いますので、ここは、ぜひ見直していただいて、まずは出動をすると、出動の指令を出すと、その後に対応ができるような工夫も、ぜひ今後検討していただきたいというふうに思います。その指摘をして終わります。

○志賀議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入ります。まず、議案第2号宇部・山陽小野田一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号宇部・山陽小野田消防組合後期実行計画の策定についてを議題とします。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題とします。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第5号について

○志賀議長 次に、日程第6、議案第5号地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項中一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案者から提案理由の説明を求めます。藤井議員。

○藤井議員 ただいま議題となりました議案第5号地方自治法第180条第1項の規定による管理者専決処分事項中一部改正の件について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるものであり、施行日は公布の日から効力を生じさせるものです。よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○志賀議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀議長 ないようであります。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀議長 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○志賀議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和3年2月（第1回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を閉会いたします。

—————午後1時42分閉会—————

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月19日

議 長 志 賀 光 法

署 名 議 員 奥 良 秀

署 名 議 員 水 津 治

